

令和2年第2回

長与町議会定例会会議録

令和2年6月2日開会

令和2年6月9日閉会

長与町議会

令和2年第2回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和2年6月2日
本日の会議 令和2年6月2日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
参事 森本陽子君	査山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
総務部長 中嶋敏純君	企画財政部長 森川寛子君
建設産業部長 日名子達也君	住民福祉部長 栗山浩二君
健康保険部長 志田純子君	水道局長 辻田正行君
会計管理者 田中一之君	総務課長 荒木秀一君
秘書広報課長 中村元則君	地域安全課長 宮崎伸之君
政策企画課長 荒木隆君	財政課長 木須紀彦君
土木管理課長 山崎昇君	産業振興課長 川内佳代子君
福祉課長 山口総一郎君	こども政策課長 村田ゆかり君
住民環境課長 中尾盛雄君	健康保険課長 小川貴弘君
介護保険課長 細田愛二君	水道課長 渡部守史君
下水道課長 山口新吾君	教育長 勝本真二君
教育次長 山本昭彦君	教育委員会理事 金崎良一君
教育総務課長 宮司裕子君	生涯学習課長 北野靖之君

会議録署名議員

11番 堤理志議員 12番 河野龍二議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分
散会 16時09分

令和2年第2回長与町議会定例会
議事日程（第1号）

令和2年6月2日（火）
午前9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	—	所信表明	
6	報告1	長与町国民保護計画の一部変更について	
7	報告2	令和元年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
8	報告3	令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
9	報告4	令和元年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
10	報告5	西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告について	
11	報告6	長与町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	
12	報告7	道ノ尾中央公園新設工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について	
13	30	長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
14	31	長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
15	32	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
16	33	長与町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
17	34	令和元年度長与町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて	
18	35	令和2年度長与町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて	
19	36	令和2年度長与町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて	
20	37	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	

日程	議案番号	件名	備考
21	38	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
22	39	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	
23	40	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	
24	41	令和2年度長与町一般会計補正予算（第3号）	
25	42	令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
26	43	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
27	44	令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
28	45	長与町農業委員会の委員の任命について	
29	46	長与町農業委員会の委員の任命について	
30	47	長与町農業委員会の委員の任命について	
31	48	長与町農業委員会の委員の任命について	
32	49	長与町農業委員会の委員の任命について	
33	50	長与町農業委員会の委員の任命について	
34	51	長与町農業委員会の委員の任命について	
35	52	長与町農業委員会の委員の任命について	
36	53	長与町農業委員会の委員の任命について	
37	54	長与町農業委員会の委員の任命について	
38	55	長与町農業委員会の委員の任命について	
39	56	長与町農業委員会の委員の任命について	
40	57	長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
41	—	一般質問	

令和2年第2回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 6月2日（火） ～ 6月9日（火） 8日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
6	2	火	9：30	本会議	議長報告、行政報告、所信表明、報告事項 議案上程（提案理由説明）
					一般質問（4名） （午前）岩永議員 （午後）八木議員・吉岡議員・内村議員
	3	水	9：30	本会議	一般質問（5名） （午前）金子議員・堤議員 （午後）西岡議員・河野議員・安部議員
	4	木	9：30	本会議	議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
				委員会	付託案件審査
	5	金	9：30	委員会	付託案件審査
	6	土	—	休 会	
	7	日	—	休 会	
	8	月	9：30	委員会	付託案件審査予備日 委員長報告取りまとめ
9	火	9：30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）	

1	10番	<p>岩永政則 議員</p> <p>① 基本構想の策定と三期目の公約の実現について</p> <p>② 中尾城公園のスパイラルスライダーについて</p>
2	1番	<p>八木亮三 議員</p> <p>① 本町教育委員会（主にレイマンコントロール）について</p> <p>② 本町職員の業務のリモートワーク化について</p>
3	13番	<p>吉岡清彦 議員</p> <p>① 役目は終わった、スパイラルスライダーの再開は中止せよについて</p> <p>② 資源化物の拠点回収制度の見直しについて</p> <p>③ 学校選択制の見直しについて</p>
4	7番	<p>内村博法 議員</p> <p>① 感染症対策等について</p> <p>② 長与町第10次総合計画について</p>
5	9番	<p>金子恵 議員</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症による影響と今後のシナリオについて</p> <p>② 遊び心のあるまちづくりについて</p>
6	11番	<p>堤理志 議員</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症への町の対応について</p>
7	15番	<p>西岡克之 議員</p> <p>① 本町の成長戦略について</p>
8	12番	<p>河野龍二 議員</p> <p>① 新型コロナウイルス対策について</p> <p>② 吉田町長の3期目の政策について</p>
9	6番	<p>安部都 議員</p> <p>① 教育行政と子どものこころのケア対策等について</p>

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。開会に先立ちまして皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症防止のため、場内でのマスク着用をお願いいたします。

ただいまから令和2年第2回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、11番堤理志議員、12番河野龍二議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日から6月9日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月9日までの8日間に決定しました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配布したとおりであります。これで議長報告を終わります。

次に請願陳情について申し上げます。請願陳情につきましてはありません。

日程第4、行政報告並びに日程第5、所信表明の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして皆さんおはようございます。さて令和2年第2回目になりますけども長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位大変御多用の中に御出席をいただき誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。本日から開会をしていただくわけですが、本議会におきましても多くの議案をお願いいたしておりますので御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは3月から5月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に配布のとおり、例年でしたら各種総会などが開催される時期でございますけれども、新型コロナウイルス感染症防止のため、多くが中止や延期、書面決議での開催となっております。3月14日に県内で初めて感染症が確認されてから、本町ではこれまで新型コロナウイルス感染症対策本部会議を11回開催いたしまして、イベントの中止や公共施設の休館、小中学校の休校などにつきまして協議を重ねてまいったところでございます。緊急事態宣言が解除され、ようやく子どもたちの元気な声が学校でも聞かれるようになりました。平穏を取り戻したようにも見えますけれども、引き続き感染症対策に万全を期するとともに、新しい生活様式の定着、そして経済対策に取り組んでまいる所存でございます。次に載せております5,000万円未満の入札結果報告書と併せまして御参照いただければと存じます。以上で行政報告を終わらせていただきます。

引き続き所信表明に移らせていただきます。令和2年第2回長与町議会定例会の開会に当たり、所信表明の機会をいただきまして誠にありがとうございます。このたび町民

の皆様からの温かい御支援をいただきまして、長与町長として引き続き町政の舵取り役をさせていただくことになりました。3期目を迎え、改めて課せられた使命の大きさと職責の重さに身が引き締まる思いでございます。町民の皆様の声に謙虚に耳を傾けながら、町政発展のために全力を尽くしていくことをお約束いたします。現在日本国内のみならず、世界が新型コロナウイルスの猛威に直面をしておるところでございます。こうした危機的状況の中、長崎県におきましても緊急事態宣言を受けまして、感染症拡大防止のため事業者へ休業要請を行うとともに経済的支援が行われてきたところでございます。本町におきましても新型コロナウイルスの感染拡大を受け、これまで新型コロナウイルス感染症対策本部会議を11回開催いたしまして、町民の皆様方の感染防止を図るためにイベントの中止、あるいは公共施設の休館、小中学校の休校などにつきまして協議を重ねてまいったところでございます。これらの感染防止対策の取組に加えまして、緊急経済対策といたしまして家計への支援として1人当たり10万円を給付する「特別定額給付金事業」、児童手当を受給する世帯への給付を行う「子育て世代への臨時特別給付金事業」そして飲食業などの事業者への事業継続支援などを迅速に行ってきたところでございます。議員各位におかれましては新型コロナウイルスに関する補正予算の専決処分などにつきまして、御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

それでは3期目の町政運営につきまして私の基本的な考え方を述べさせていただき、議員各位をはじめ広く町民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。平成24年5月の町長就任以来、これまで2期8年間、私は「住みたい・住み続けたい・住んでよかったと言われるような幸福度日本一のまち」を目指し、長与町に多くの方に住んでいただくための器づくりでありますハード事業。そしてその中に入れる魂。つまり政策としてのソフト事業を進めてまいったところでございます。ハード事業といたしましてはごみ焼却施設の建設、交通渋滞緩和等地域活性化のための長与中央橋の架設、現在も継続中でございます都市計画道路西高田線、そして高田南土地区画整理事業などの整備を進めてまいったところでございます。長年の懸案事項でございました高田南土地区画整理事業におきましては、長崎県での工事請負契約及び町での保留地売買契約の締結も終わりまして、事業の早期完成に向けた道筋が見えてまいったところでございます。多くの方々に住んでいただく受け皿づくりとして、良好な住環境の整備に努めますとともに今後の進捗につきましてもしっかりと見届けてまいりたいと思っております。ソフト事業といたしましては長与町に住んでいただくための魅力づくりといたしまして、「子育て」「教育」「健康づくり」をキーワードに「幸福度日本一」の実現に向けて町の個性を磨いてまいりました。「子育て」につきましては妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うワンストップ窓口を創設するなど、子育て支援の環境を整備してまいったところでございます。「教育」につきましては、個性を尊重し、生きる力を育む教育を学校・家庭・地域の三者で協働しながら進めているところでございます。基礎学力の向上におきましても一定の成果が収められたものと考えております。「健康づくり」

につきましては昨年2月に長与町健康の町宣言を行い、生涯にわたって心身ともに健康で暮らせるよう「健康ポイント事業」などに取り組み、健康で長寿な町、長与町を目指してまいったところでございます。3期目を迎えるに当たりまして、今までの取組をさらに充実させるとともに長与町をもっと元気なまちにしたいという思いから「遊び心のあるまちづくり」というキーワードを加えていきたいと思っております。遊び心というのは「ちょっと長与に立ち寄ってみたい」「ちょっと長与っておもしろい」「長与って気に掛かるな」と思われるようなまちづくりでございます。例えばマリンスポーツでは、昨年波静かで美しい大村湾でアクアスロン大会が開催されまして大変好評でございました。また町内には山があり、川があり、海もございます。公園や街路には花が咲き誇るなど、町内には四季折々の自然があふれてございます。国へ拡幅整備を要望しております国道207号線の一帯なども、大村湾を一望できる風光明媚な所でございます。豊かな自然と整備された町並みの長与町は非常にウォーキングの似合うまちだとも考えております。このほか幅広い世代が楽しめる憩いの居場所といたしまして、親子で遊べる公園の充実や既存の公共施設などの維持補修のほか、新図書館の整備などにつきましても今後の財政状況を勘案しながら、財政上無理のない時期での建設着手を念頭に事業スケジュールを検討してまいりたいと思っております。昨年度には長与町中央商店街の空き店舗を利用いたしましたチャレンジショップが開設されましたが、今後もいろんな方に起業をしていただき、商店街の活性化に繋げてもらいたいと思っております。そしてまた町民の皆様方の思いを受けとめるために、町長就任以来続けておりますまちづくり提案箱、あるいは町長とのホットミーティングの開催などにつきましても引き続き続けてまいりたいと考えております。学校では、ICTなどの先端技術を効果的に活用する教育環境の整備が進んでおりまして、中でも県立大学シーボルト校の情報セキュリティ学科は日本を代表する最先端の学科でもございます。将来的には、ITを活用した個人企業家がこの長与町から出ていただければなと思っております。長与町では町制施行50周年という節目の年が終わりまして、世界経済を取り巻く情勢の変化により大きな転換期を迎えておるところでございます。今期の私の最も重要な仕事はまちづくりのグランドデザインを描き、これまでの施策の内容をさらに充実させ第10次総合計画の中に落とし込み、その実現に向けて着実に取組を進めていくことだと考えております。

私たちは新型コロナウイルス感染症が終息したあとの未来も想定して、様々な準備を行う必要がございます。今後急速に進展が見込まれる人口減少、少子高齢化にも備えていかなければなりません。今まで以上に行財政改革を加速化させ、各種施策の実施に当たりましては常に優先順位を確認しながら、効率的かつ成果を重視した行財政運営に努めてまいりたいと思っております。町民の皆様方には御不便をおかけすることもあるかと存じますが、この未曾有の事態を乗り切るため、また町民の皆様方の命と健康と生活を守るために行動をしてまいります。これからの4年間は極めて重要になると考えております。これからも「住みたい・住み続けたい・住んでよかったと言われるような

幸福度日本一のまち」の実現を目指しまして、職員と力を合わせて邁進をしていきたいと思っております。ここに所信の一端を申し上げ、議会を初め町民皆様方の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。誠に御清聴ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で行政報告並びに所信表明を終わります。

日程第6、報告1長与町国民保護計画の一部変更についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

報告1につきましては所管より報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋敏純君）

おはようございます。それでは報告をいたします。報告1長与町国民保護計画の一部変更につきまして御報告いたします。平成19年3月に作成した長与町国民保護計画につきまして令和元年度中に一部変更を行いましたので、武力攻撃事態等における国民の保護における措置に関する法律第35条第8項の規定により準用する同条第6項の規定に基づき報告するものでございます。今回の変更は気象データなどの年次データの更新、国の所管省庁名の変更、長与町組織規則の改正に伴う課名の変更、用語の修正となっております。変更箇所につきましては新旧対照表に朱文字で記載しておりますので御参照ください。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第7、報告2令和元年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは報告2でございますけれども所管より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

皆様おはようございます。それでは報告2令和元年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。先の3月議会で議決をいただきました補正予算第4号の繰越明許費12件、及び専決処分をさせていただきました補正予算第5号の繰越明許費1件、合計4億7,833万4,000円に対しまして、翌年度繰越額は交通系ICカード利用環境整備補助金以下13件、合計4億6,650万6,000円でございます。翌年度繰越額の財源内訳は未収入

の特定財源として、国県支出金1億1,487万3,000円、地方債2億740万円、一般財源が1億4,423万3,000円となっております。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第8、報告3令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは報告第3につきまして所管より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

おはようございます。それでは報告3令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。令和元年度の繰越明許費は1款土木費1項都市計画費の高田南土地区画整理事業、限度額1億8,000万円に対しまして、翌年度繰越額1億7,612万2,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、国県支出金7,800万円、そのほか9,812万2,000円でございます。繰り越しの主な内容といたしましては、高田南土地区画整理事業の一括施工に係る事業費、及び工事1件となっております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第9、報告4令和元年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは報告4につきまして引き続き所管より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

辻田水道局長。

○水道局長（辻田正行君）

おはようございます。それでは報告4令和元年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は、1款資本的支出1項建設改良費、事業名下水道事業のうち繰り越し対象の委託料、予算計上額6,640万円、翌年度繰越額1,745万円でございます。財源内訳として、国庫補助金959万7,500円、企業債700万円、損益勘定留保資金85万2,500円でございます。繰り越しの理由は長与浄化センターの高度処理化に関する工事において、機械設備、電気設備の機器を設計製作するのに当たり、事前に行う現地調査に遅れが生じたためでござ

ざいます。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第第10、報告5西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは報告5につきましても所管より報告をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（山口憲一郎議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

報告5西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出し報告いたします。書類の内容は令和2年度予算及び令和元年度決算となっております。まず令和2年度予算につきまして概要を説明いたします。1ページをお開きください。第2条では、収益的収入及び支出の予定額として収益的収入の合計を7,690万5,000円、収益的支出の合計を7,702万8,000円と定めております。2ページをお開きください。第3条では、資本的収入及び支出の予定額として資本的収入の合計を140万円、資本的支出の合計を7,780万3,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,640万3,000円は当年度分損益勘定留保資金で補填するものと定めております。第4条では短期借入金の限度額、第5条では予算の弾力運用について定めております。予算に関する説明書につきましては御参照いただきたいと思います。

続きまして令和元年度決算につきまして概要を説明いたします。事業報告書及び決算諸表の1ページをお開きください。令和元年度における公社の事業活動の結果、年度末における事業用資産は面積1万2,259.62平方メートル、金額9億4,154万8,635円となっております。また12万3,650円の利益が生じたので、準備積立金の合計は258万2,235円となっております。2ページには主な処理事項、3ページには理事会及び監事会開催状況と役職員に関する事項を記載しております。4ページの貸借対照表では、資産合計と負債資本合計がそれぞれ9億4,922万2,870円で、資産合計から負債合計を差し引いた資本合計は758万2,235円となっております。5ページの財産目録には資産及び負債の内訳を記載しております。6ページの損益計算書では、収益から費用を差し引いた当期純利益が12万3,650円となっております。7ページのキャッシュフロー計算書では、事業活動、投資活動及び財務活動に係る現金の流れにより、今期の現金及び現金同等物増加額は13万1,527円で、期末残高では264万4,235円となっております。次に添付しております附属明細書の中で、長与町に係る土地の変動について説明いたします。2ページ、3ページの事

業用資産明細表でございます。長与町分の当期増加高では支払利息2件の合計128万5,491円が増加しております。当期減少高の内訳として、高田南土地地区画整理事業用地で面積520.00平方メートル、及び支払利息の減少と土地貸し付けに係る使用料等の充当分による減少があり、長与町合計で6,362万6,573円の減少となっております。したがって長与町分の期末残高の合計は面積が1万1,782.18メートル、用地費と支払利息合わせまして9億284万9,048円となっております。

以上で書類の説明と報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第11、報告6長与町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは引き続きまして、報告6につきまして所管より報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋敏純君）

報告いたします。報告6長与町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきまして御報告いたします。本報告は地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布され、令和2年4月1日に施行されることに伴い地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。改正の概要につきましては、同法第243条の2第3項が243条の2の2第3項に改められたことに合わせて、所要の改正を行っております。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第12、報告7道ノ尾中央公園新設工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

では最後の報告になりますけれども所管より報告をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

それでは報告いたします。報告7道ノ尾中央公園新設工事請負契約の変更に係る専決処分につきまして御報告いたします。本報告につきましては、令和元年9月の第3回定

例会において議決をいただきました道ノ尾中央公園新設工事請負契約につきまして、当初の請負金額9,116万8,000円に426万5,800円を増額し、請負金額を9,543万3,800円として変更契約の締結を行うために、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年5月18日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。今回の主な変更概要といたしましては、公園利用者の安全性及び利便性を確保するため、フェンス、バリカー等の安全施設及び公園案内看板や健康遊具の説明看板等を追加したことにより、請負工事費に変更を生じたものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第13、議案第30号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてから、日程第19、議案第36号令和2年度長与町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてまでの7件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただいま一括提案となりました議案第30号から第36号につきまして、提案理由を申し上げます。初めに議案第30号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて及び議案第31号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして御説明をいたします。令和2年の地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分させていただきましたので、その承認を求めるものでございます。

まず議案第30号でございます。今回の税制改正の主な内容といたしましては、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、登記名義人等が死亡している場合において、現に所有している者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大。また全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しなどが行われ、これに伴い所要の改正を行うものでございます。専決処分書の1ページをお開きください。まずひとり親に係る改正ですが、今回の改正で婚姻歴の有無や性別を問わず、現に婚姻していない者で扶養する子を有する者をひとり親と定義されました。したがってこれまでの男性の寡夫はひとり親に包括され、女性のひとり親は寡婦には該当しないこととなります。第1条中第24条は個人町民税の非課税の範囲において、前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親を対象に追加するもの。第34条の2は所得控除について、未婚のひとり親につきましてもひとり親控除を適用し、寡婦とひとり親に対して所得制限を設け、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいる場合には、控除の対象

外とすることなどが新たに規定されたことにより条文を整理するものでございます。第36条の2は、町民税の申告について、ひとり親控除額に関する事項を記載することとされ、条文の整理をするものでございます。第36条の3の2及び第36条の3の3は、給与所得者及び公的年金等受給者が提出する扶養親族申告書におきまして、単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするものでございます。第48条は法人の町民税の申告納付について租税特別措置法の改正に伴い所要の整理を行うものでございます。1ページ下段から2ページ上段にかけての第54条は固定資産税の納税義務者等について、公簿上の調査、使用者と思われる者やそのほか関係者の質問等の調査を尽くしても所有者が1人も明らかとならない資産につきまして、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなす制度が新たに規定されたことにより条文を整理するものでございます。第61条及び第61条の2は固定資産税の課税標準につきまして、地方税法の改正に伴い所要の整理を行うもの。第74条の3は登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登記がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を追加するもの。第75条は第74条の3の追加に伴い、固定資産に係る不申告に関する過料について条文を整理するものでございます。第94条は、たばこ税の課税標準について、軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法につきまして、令和2年10月1日から2段階で見直しを行うもの。2ページ下段から3ページ上段にかけての第96条は、たばこ税の課税免除の適用に当たって必要な手続きを簡素化するもの。第98条は、たばこ税の申告納付の手続きについての規定の整理を行うものでございます。第131条は特別土地保有税の納税義務者等について地方税法の改正に伴う所要の整理を行うものでございます。附則第3条の2及び附則第4条は延滞金の割合等の特例及び納期限の延長に係る延滞金の特例について、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備により条文の整理を行うものでございます。附則第6条及び附則第7条の3の2は改元対応に伴う条文の整理を行うものでございます。附則第8条は肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するものでございます。3ページ中段から4ページ下段にかけての附則第10条から附則第13条は固定資産税に係るわが町特例の割合を定め、併せて改元対応に伴う条文の整理を行うものでございます。4ページ下段から5ページ上段にかけての附則第15条、附則第15条の2及び附則第16条は、改元に伴う条文の整理を行うものでございます。附則第17条は低未利用地土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴い、所要の整理を行うものでございます。附則第17条の2は優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長するものでございます。第2条中第19条及び第20条は納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金について及び年当たりの割合の基礎となる日数について、地方税法の改正に伴う所要の整理を行うものでございます。第23条は町民税の納税義務者等について、敷地分割組合（仮称）

を公益法人とみなし、収益事業課税とすることとした地方税法の改正に伴う所要の整理を行うものでございます。5ページ中段から6ページ下段にかけての第31条、第48条、第50条及び第52条は、法人税法におきまして連結納税の廃止に伴う規定の整理を行うものでございます。第94条は、たばこ税の課税標準について、製造たばこの本数の算定についての規定の整備でございます。6ページ下段の町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の第3条の改正は、平成31年条例第8号における町税条例第24条の改正に伴う所要の規定の整備及び改元対応による整理でございます。7ページ下段の附則でございますけれども、第1条では、本条例は令和2年4月1日から施行することとしております。ただし次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める日から施行することとしております。8ページの第2条は延滞金に関する経過措置を、第3条及び第4条は町民税に関する経過措置を、9ページ中段の第5条は固定資産税に関する経過措置を、第6条及び第7条は町たばこ税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。10ページの町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の第8条は、平成27年条例第18号における町税条例附則第5条の第9条は平成28年条例第12号における町税条例附則第1条、第2条及び第4条の第10条は平成29年条例第11号における町税条例附則第1条の第11条は平成30年条例第22号における町税条例附則第1条、第2条、第7条、第9条及び第11条の改元対応による所要の整理でございます。

続きまして議案第31号でございます。1ページをお開きください。第2条は納税義務者等について地方税法の改正に伴う所要の整理でございます。附則第3項及び第4項は固定資産税等の課税標準の特例につきまして、地方税法の改正に伴う所要の整理を行うものでございます。附則第5項は浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の割合を条例で3分の2と定めるものでございます。附則第7項及び附則第9項は宅地等に対して課する都市計画税の特例について、附則第12項は農地に対して課する都市計画税の特例について、地方税法の改正に伴うもの及び改元対応により、所要の整理を行うものでございます。附則第16項は市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例につきまして、地方税法の改正に伴う所要の整理を行うものでございます。附則につきましては、第1項では本条例は令和2年4月1日から施行することとしております。第2項から第4項につきましては経過措置を規定しております。

続きまして議案第32号長与町国民健康保険税の条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定によりまして令和2年3月31日に専決処分させていただきましたので、その承認を求めるものでございます。改正の主な内容は国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を2万円、介護納付金課税額の課税限度額を1万円引き上げるもの及び低所得世帯に対する支援として実施している保険税軽減措置について、軽減世帯の所得基準額を引き上げるものでございます。第2条第2項は基礎課税額に関する規定でございま

すが、課税限度額を61万円から63万円に改めるものでございます。第2条第4項は介護納付金課税額に関する規定でございますが、課税限度額を16万円から17万円に改めるものでございます。第21条は、第2条と同様課税限度額の改正に係るものでございます。第21条第2号は5割軽減に関する規定でございますが、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に引き上げるものでございます。次に同条第3号は2割軽減に関する規定でございますが、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を51万円から52万円に引き上げるものでございます。この改正により、低所得世帯に対する保険税軽減の対象世帯が拡大されることとなります。附則第4項及び第5項は租税特別措置法第35条の3第1項における低未利用地土地等の売却に伴う特別控除を長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に該当させるため、条文を整備したものでございます。最後に附則でございますけれども、第1項におきまして施行期日を、第2項におきましては適用区分を規定しておるところでございます。

続きまして議案第33号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。本議案につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等が令和2年3月30日に公布され4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月30日に専決処分させていただきましたので、その承認を求めるものでございます。改正の主な内容につきましては、低所得者の第1号保険料軽減に関する改正が行われたことを受け、所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するため、条例の一部を改正するものでございます。第14条第5項は同条第1項第1号に掲げる第1号被保険者について、令和2年度の減額賦課に係る保険料を2万4,300円から1万9,500円に、同条第6項は同条第1項第2号に掲げる第1号被保険者について、令和2年度の減額賦課に係る保険料を3万7,200円から3万2,400円に、同条第7項は同条第1項第3号に掲げる第1号被保険者について、令和2年度の減額賦課に係る保険料を4万6,900円から4万5,400円に改めるものでございます。最後に附則でございますが、第1項におきまして施行期日を、第2号におきましては適用区分を規定しておるところでございます。

続きまして議案第34号令和元年度長与町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。第5号の補正予算は国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第2弾に伴い、本町で緊急に実施する必要があった補助事業に係る歳入歳出予算及び繰越明許費の補正であり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月23日付をもって専決処分をいたした次第でございます。このことにつきまして、同法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。それでは予算書の1ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,236万4,000円を追加しまして、補正後の総額を1

30億405万円といたしたところでございます。補正の主な内容につきましては2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明をいたします。歳入の13款国庫支出金は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応第2弾に伴い、本町で新たに実施することになった補助事業に係る見込み額を計上いたしました。次に3ページをお開きください。歳出の3款民生費に国の緊急対応策に伴う経費として1,236万4,000円を計上いたしました。その主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、放課後児童クラブにおいて新たに生じることとなった経費に対する支援、また子育て支援センターや保育所等における感染拡大を防止するための物品等の購入に対する支援に係るものでございます。次に4ページをお開きください。今回補正いたしました事業におきまして、一部年度内に支出が終わらない可能性がございました経費につきまして、600万円の繰越明許費を設定いたしましたところでございます。以上が補正の主な内容でございます。また議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので御参照を願いたいと思っております。

続きまして議案第35号令和2年度長与町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。第1号の補正予算は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を実施するための国の補正予算（第1号）に伴い、本町で緊急に実施する必要があった補助事業に係る歳入歳出予算の補正であり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月30日付をもって専決処分をいたした次第でございます。このことにつきまして、同法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。それでは予算書の1ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42億5,458万1,000円を追加し、補正後の総額を176億2,974万4,000円といたしたところでございます。補正の主な内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の13款国庫支出金は国の補正予算（第1号）に伴い、本町で新たに実施することとなった補助事業に係る見込み額を計上いたしました。次に3ページをお願いいたします。歳出の2款総務費に特別定額給付金の給付に伴う経費として41億9,242万9,000円を、3款民生費に子育て世代臨時特別給付金の給付に伴う経費及び保育所等における感染拡大を防止するための物品等の購入に対する支援といたしまして、6,215万2,000円をそれぞれ計上いたしました。以上が補正の主な内容でございます。また議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

続きまして議案第36号令和2年度長与町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。第2号の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として、本町で緊急に実施する必要があった事業に係る歳入歳出予算の補正でございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、令和2年5月7日付をもって専決処分をいたした次第でございます。このことにつきまして、同法第17

9条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。それでは予算書の1ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,006万9,000円を追加し、補正後の総額を176億8,981万3,000円といたしたところでございます。補正の主な内容につきまして2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の17款繰入金は財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金を計上いたしました。次に3ページをお開きください。歳出の7款商工費に長与町事業を継続支援金の給付に伴う経費として6,006万9,000円を計上いたしました。本支援金は新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた行動自粛などにより影響を強く受けている長与町内の飲食店等事業者に対し、一店舗につき20万円を給付するものでございます。以上が補正の主な内容でございます。また議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので御参照願います。

以上が議案第30号から議案第36号の提案理由でございます。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

場内の時計で10時35分まで休憩します。

（休憩 10時22分～10時35分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第20、議案第37号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例から、日程第23、議案第40号長与町介護保険条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題とします。ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは引き続き一括提案となりました議案第37号から第40号につきまして、提案理由を申し上げます。初めに議案第37号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免を実施するに当たり、所要の改正を行うものでございます。附則第19項は、減免の要件を満たすものとして第1号では新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った場合、第2項では感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合などと定めるものでございます。附則第20項は、附則第19項に係る減免申請期限を別に定めることができる旨の規定を定めるものでございます。また附則につきましては本条例の施行日を公布の日からとし、附則第19項及び第20項の規定を令和2年2月1日から適用することとしております。

続きまして議案第38号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染等による傷病手当金の支給に関し、所要の改正を行うものでございます。附則第2条第1項は、傷病手当金の支給要件を新型コロナウイ

ルス感染症に感染し又は感染が疑われたため労務に就くことができなくなったときと規定し、その日から起算して3日を経過した日から支給することを定めるものでございます。同条第2項は傷病手当金の額について、同条第3項では傷病手当金の支給期間の上限を1年6月と定めるものでございます。附則第3条は、労務に就くことができなかった期間のうち給与等の支給を受けた場合における傷病手当金と給与等との調整について定めるものでございます。附則第4条第1項は第3条に規定する給与等の支給を受けることができる場合において、現にその支給を受けていない場合においては給与等の支給が無かったものとして傷病手当金を支給することを定めるものでございます。同条2項は町が支給した給与相当額について事業者から徴収することを定めるものでございます。また附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとし、附則第2条から第4条までの適用日を令和2年1月1日から規則で定める日までに傷病手当金の支給が開始された場合として考えておるところであります。

続きまして議案第39号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。本議案につきましては、令和2年4月28日施行の長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第5条に基づく新型コロナウイルス感染症の感染等による長崎県後期高齢者医療広域連合の傷病手当金の支給に関し、所要の改正を行うものでございます。第2条の改正は、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受け付けを長与町において行う事務として同条第8号に追加するものでございます。附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしております。

続きまして議案第40号長与町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。本議案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免を実施するに当たり所要の改正を行うものでございます。附則第11項は減免の要件を満たすものとして、第1号では新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った場合、第2号では感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合と定めるものでございます。附則第12項は、附則第11項に係る減免申請期限を別に定めることができる旨の規定を定めるものでございます。また附則につきましては本条例の施行日を公布の日からとし、附則第11項及び第12項の規定を令和2年2月1日から適用することとしております。

以上が議案第37号から第40号の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第24、議案第41号令和2年度長与町一般会計補正予算（第3号）から、日程第27、議案第44号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただいま一括提案となりました議案第41号から第44号の提案理由を申し上げます。初めに議案第41号令和2年度長与町一般会計補正予算（第3号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9億4,669万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額を186億3,650万8,000円とするものでございます。補正の主な内容について、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の2款地方譲与税では市町村に譲与される森林環境譲与税を計上。13款国庫支出金では公立学校情報機器整備費補助金、学校施設環境改善交付金及び通学時要対策箇所の整備による安全な通学路の確保補助金等を計上。14款県支出金では研究指定校事業委託金及びキャリア教育充実事業委託金を計上。17款繰入金では財源調整のための財政調整基金の繰入金を計上。19款諸収入ではコミュニティセンター助成金を計上。20款町債では道路維持補修事業充当起債及び小型動力ポンプ付積載車購入費充当起債を追加計上いたしております。続いて3、4ページの歳出の主なものを御説明いたします。2款総務費では長与町子育て世帯移住支援補助金等を計上。3款民生費では放課後児童クラブをはじめとする子育て関連施設や各種事業において、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための物品等の購入に対する支援に係る経費等を計上いたしております。4款衛生費では同感染症の拡大を防止するための物品等の購入に係る経費を計上しております。6款農林水産事業水産業費では森林環境譲与税基金積立金等を計上。7款商工費では長与町プレミアム商品券発行事業補助金及び長与町事業継続支援金の増額等を計上しております。8款土木費では町道等維持補修工事費、町営住宅補修工事費等を計上。9款消防費では小型動力ポンプ付積載車購入等を計上。10款教育費では町内の全ての児童生徒に一人一台のタブレット端末を整備する経費及びコミュニティセンター助成事業補助金等を計上しております。5、6ページの第2表地方債補正では小学校施設整備事業の限度額の減額変更と道路橋梁事業、消防施設整備事業等の限度額の追加をお願いいたしております。

以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思います。とっております。

続きまして議案第42号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ149万円を追加し、補正後の総額を39億6,858万1,000円とするものでございます。補正の内容について2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入について、4款県支出金1項県補助金は新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当の給付及び国民健康保険税減免措置に対する県費補助でございます。続きまして歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。2款保険給付費6項傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金として80万円。7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、国民健康保険税

において減免を行った場合の対象者に対する還付金として69万円を計上しております。

以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思っております。

続きまして議案第43号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ15万2,000円を追加し、補正後の総額を5億3,741万4,000円とするものでございます。補正の内容について2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入について5款諸収入2項償還金及び還付加算金は、新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料減免措置に対する長崎県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金でございます。続きまして歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。3款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、新型コロナウイルス感染症の影響により後期高齢者医療保険料において減免を行った場合の対象被保険者に対する還付金を計上しております。

以上が補正予算の内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

続きまして議案第44号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は保険事業勘定において、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ71万3,000円を追加しまして、補正後の総額を33億1,891万1,000円とするものでございます。補正の内容について2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。保険事業勘定の歳入について、3款国庫支出金2項国庫補助金は新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免措置に対する国庫補助でございます。続きまして歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の減免を行った場合の対象被保険者に対する還付金を計上いたしております。以上が補正予算の内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので御参照をいただきたいと思っております。

以上が議案第41号から第44号の提案理由でございます。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第28、議案第45号長与町農業委員会の委員の任命についてから、日程第40、議案第57号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの13件を一括議題とします。ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ただいま一括提案となりました議案第45号から第57号につきまして、提案理由を

申し上げます。

初めに議案第40号から第56号までの長与町農業委員会の委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。今回上程しております12議案について、現農業委員の任期が令和2年7月19日をもって満了することに伴う新委員の任命に関し、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。農業委員の候補者については、地域の代表者の確保の観点から地域の農業者や農業団体等に候補者の推薦を求め、また併せて公募を行いまして推薦または応募があった12人について、長与町農業委員会委員候補者評価委員会の評価を経まして、選出をしておりますところであります。なお本町の農業委員の定数は12名。新委員の任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間ということでございます。

初めに議案第45号につきまして、永田好紀氏は認定農業者としての経験等から、地域の農業や農家の情報に精通をされておりました、地域の信任を得ている方でございます。そのほか住所等については、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

次に議案第46号につきましては、水谷勉氏は平成27年7月から現在に至るまでの2期、農業委員として御尽力をいただいております、現在は農業委員会の会長として会を牽引し、本町の農業の発展に努めていただいております。農地法や環境法令に識見が高く、併せて認定農業者として地域農業の振興に努力をされている方でございます。そのほか住所等については、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

次に議案第47号につきまして、原田正利氏は認定農業者として地域の農業や農家情報にも精通しており、地域から信頼を得ている方でございます。そのほか住所等については、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

次に議案第48号につきまして、山口多美子氏は家族で農業を営んでおり、専業農家として経営基盤を確立されております。御自身も認定農業者であり、地域の農業や農家の現状について理解をしておられる方でございます。そのほか住所等については、お手元の議案書の記載のとおりでございます。

続きまして議案第49号につきまして、柳原厚志氏は平成26年7月から現在に至るまでの2期、農業委員として御尽力をいただき、地域の信任を得ておられます。御自身も認定農業者として農業の規模拡大に取り組み、地域の農業や農家の情報にも精通されている方でございます。そのほか住所等については、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

続きまして議案第50号でございます。岡崎道子氏は平成29年7月から1期、農業委員として御尽力をいただいております、地域からの信頼も厚い方でございます。引き続き農地利用の最適化の推進に貢献をしていきたいと次期委員に応募いただいた方でございます。そのほか住所等については、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

続きまして議案第51号、原口司氏は平成29年7月から1期、農地利用最適化推進委員として御尽力をいただいております。責任感があり人望も厚く地域の信任を得てい

の方でございます。そのほか住所等については、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

続きまして議案第52号、益富雅彦氏は平成29年7月から1期、農業委員として御尽力をいただいております。自治会長を務めるなど地域の信任を得ている方でございます。そのほか住所等については、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

続きまして議案第53号、崎山光子氏は平成29年7月から1期、農業委員として農業者以外の立場から御尽力いただいております。本町の農業の現状を知り、引き続き農地利用の最適化の推進に貢献したいと次期委員に応募をいただいた方でございます。そのほか住所等については、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

続きまして議案第54号、原田成信氏は地域を代表する農業経営者であり認定農業者でございます。また自治会活動はもとより本町の教育委員、あるいは消防団長として御活躍いただくなど地域や町政に多大な貢献をされており、各方面において信頼を得ている方でございます。またそのほか住所等については、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

続きまして議案第55号、渡邊章三氏は平成29年7月から1期、農業委員として御尽力をいただいております。通算で4期12年の経験をお持ちの方でございます。認定農業者として農業に関する識見も高く、本町の農地状況の把握、改善に努めておられており、地域の農業や農家情報にも精通している方でございます。そのほか住所等については、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

続きまして議案第56号、山本忠典氏は年齢が40代と若く、農業青年部の代表として日頃より本町の農業の発展に御尽力をされております。併せて地域のリーダーとしても今後の活躍を期待されている方でございます。そのほか住所等については、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

以上、御説明を申し上げました12名の方々は人格識見が高く農業に関する識見も有しており、法令業務の執行や農地利用の最適化の推進を図るためには必要な方々と確信をしております。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして議案第57号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任でございます。任期満了により退任される委員の後任として尾上賢二氏を選任したいので、地方税法第423条の規定により、御提案を申し上げるところでございます。尾上氏は吉無田郷に居住され、長崎商工会議所税務相談所に勤務後、現在税理士として長与町内で事務所を開設しておるところでございます。町内の状況も良く把握をされておられますし、固定資産評価審査委員として適任であると確信しております。

以上議案第45号から57号につきまして、議会の御同意を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

場内の時計で11時10分まで休憩します。

(休憩 10時57分～11時10分)

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。日程第41、これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明をお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、岩永政則議員の①基本構想の策定と三期目の公約の実現について、②中尾城公園のスパイラルスライダーについての質問を同時に許します。

10番、岩永政則議員。

○10番（岩永政則議員）

それではただいまから2点につきまして質問を申し上げたいと思います。

まず第1点は基本構想の策定と三期目の公約の実現についてであります。平成23年の地方自治法改正により、市町村の基本構想策定と議会の議決義務が削除されました。本町におきましては地方自治法96条第2項の規定により、現町長になられたあと、平成25年長与町基本構想の策定に関する条例を制定し、「町は、基本構想の策定、変更及び廃止するときは、民意を最大限反映させるため、議会の議決を経なければならないものとする。」としておるところでございます。本町の基本構想は昭和46年第1次が策定されて以来、今年の見直しで第6次を迎えることとなっております。吉田愼一町長は、平成20年4月の一期目の町長選挙において見事当選をされました。自分の思いを町民に訴え、現職町長との一騎打ちにおいて見事当選を勝ち取られたのでございます。ならば、その思いを実現するためには、長与町の指針となるべき基本構想到堂々と記載し、それを議会に付議し、議決を受けるべきではなかったのか。なぜならば、その議決によって選挙の思いが、現実の町、自治体のあるべき方向付けと認定されるからであります。私はそのような見地から、当選されたのちの平成24年12月、平成26年3月及び平成27年9月の定例会の一般質問におきまして、基本構想を変更すべく進言をしてきたところでございます。一期目の当選以来8年が過ぎた今日まで、その変更の兆しすら見えなかったのでございます。残念でございました。時あたかも来年3月が現在の基本構想の期限切れとなっております。よって、令和2年度は否応なく改訂作業に着手しなければならないところでございます。三期目の当選によって、今度こそ町長の政策を思う存分基本構想到反映し、議会の議決を得て真の長与町の構想として認定を受けるべきでございます。そこで、基本構想の策定と三期目の公約実現について質問をいたします。まず（イ）基本構想の策定でございます。1つには、現在基本構想の策定作業を開始していると思っておりますけれども、令和12年度に向けての構想のスローガンはどのようになっておるものか。あるいはスローガンは樹木の幹であって、枝葉は政策でございます。いかに幹が必要かということでございます。（ロ）令和10年度末における人口規模をどのように構想するのか。（ハ）基本構想・基本計画策定のための組織づくりはどのようになっているのか。これは基本的には、私は職員が起草から全部一切すべきだと思って

おるところでございます。(二) 今後の作業工程はどのようになっているのかお尋ねをいたします。(ホ) 議会への提案時期の予定がいつになっておるのかお聞かせをいただきたいと思っております。次の2番目は三期目の公約の実現についてであります。1つは後援会の水色のパンフレットがございますけれども、後援会発行の資料を左にめくりますと左上に「幸福度日本一を実現する挑戦はこれからも続いていきます」とございます。私は過去の一般質問でも「幸福度日本一のまち」について議論をしてきたところございますが、町長の説明は、私にはさっぱり分からなかったところございます。8年が過ぎた今日の町民の問いかけもございまして。「幸福度日本一とは何ぞや」ということが言われておるところでございます。この際「幸福度日本一のまち」とはどのような町なのか、今日は良い機会であろうと思っておりますので、分かるように説明を求めます。次に(ロ) 資料の右側の面には4つの約束として「子育て」「教育」「健康づくり」それから「遊び心のあるまち」を掲げられておるところです。この4つのそれぞれについては、すでに実施をされているものを含め12項目が書いてございます。今回「遊び心のあるまち」が新たに入っているようございまして。これらの約束は今後4年間の約束でございます。このことを念頭に置いて、どのような制度設計を持って、どのように実現していくのか、分かりやすい答弁を求めます。それから資料の最後には今後の展望として、1つには図書館建設の推進、2つには国道207号線の拡幅整備、3つにはGIGAスクール構想。5月26日の長崎新聞にも掲載し、今日も載っておったわけでございますけれども、このGIGAスクール構想の内容。4つにはコンビニ交付サービス(住民票)などの導入による住民サービスの向上と効率化、以上4点が掲げられておるところでございます。当選のインタビューで町長は「今年度内に図書館建設の実行委員会のような部署を役場内に作りたい。」このようにコメントをされておられます。また「実質的なスタートの年となる。」こういうことも申されておるところでございます。今回の三期目の選挙もめでたく無投票当選でございましたけれども、一方有権者の側から考えますと、政策の具体を聞く機会が無かったところございます。そこで今後の展望について、それぞれどのように具体化し推進していくのか。順序良く分かるように答弁を求めます。

大きい2番目の中尾城公園のスパイラルスライダーについてでございますが、吉田町長に三期目のスタートに当たり、過去8年間の中で一般質問を行ってまいりましたけれども、今日においてもなお、解決されていない多数の政策課題が残されております。その中で今回は中尾城公園のスパイラルスライダーだけに絞って質問をいたします。このスライダーは平成27年7月19日に事故が発生し、以降今日まで使用中止となり、間もなく5年を迎える状況でございます。この件につきましては中止をされた翌年、平成28年12月の一般質問で指摘をしたところでございます。現在、町においても今後のあり方等について検討し、何らかの手立てを施してスライダーの供用開始を目指しているのではないかと推察をされますが、小手先だけの改修では、事故が再度発生しないとの保証はございません。また再度事故が発生しても、保険制度に加入しているので補償

すればいいんじゃないかななどの安易な発想は無理を生じると思います。この際、撤去を含めた高度な町長の政治判断をすべきと思いますが、町長の見解を求めます。

以上、質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは6月議会の最初の質問者であります岩永議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目の御質問の1点目でございます。令和12年度に向けての構想のスローガンはどのようなものかという御質問でございます。私はこれまで一貫して「住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度の日本一のまち」を目指し、ハード面、ソフト面において様々な施策を展開してまいりました。それは一期目も二期目も三期目におきましても、これからも変わらないものでございます。その上で町制施行から50年が過ぎまして、大きな転換期を迎える本町の新たなまちづくりの指針として、現在基本構想の策定作業を進めているところでございます。御質問の基本構想の主眼といたしましては、町の将来像がこれに当たるんじゃないかなと思っております。御指摘のとおり、町の将来像は樹木に例えると幹の部分に当たると理解をしております。長与町の未来、ありたい姿として設定し、これに枝葉として施策を肉付けしてまいりたいと考えております。これまでに幅広い町民の皆様のお意見をお聞きするため、町民意識調査のほか、高校生など若い方々に対するアンケート調査。さらに「未来のまちづくり意見交換会」と題したワークショップ。こういったものも開催してまいりました。これらの取組を通しまして、今後のまちづくりや将来の長与町に対する様々な御意見、課題、また期待などを寄せられておるところであります。町の将来像では、町民の皆様方の御意見を十分に踏まえながら、目指すべき本町の姿について検討していきたいと考えております。次に令和12年度における人口規模をどのように構想するのかということでございますけれども、平成27年度に策定いたしました人口ビジョンの目標推計人口を基本に検討をしております。人口ビジョンでは平成22年の国勢調査をベースに設定をしておりますので、これを平成27年度の調査結果に置き換えますとともに、その間の社会情勢の変化などを踏まえて設定してまいりたいと考えております。次に基本構想・基本計画策定のための組織づくりはどのようになっているのかということでございます。昨年8月に部課長で構成する総合計画策定委員会を設置いたしました。昨年度は町民意識調査の設問内容、あるいはワークショップの開催方法などの検討を行ってきたほか、それらの結果や課題の共有を図っておるところでございます。本年度は総合計画の具体的な内容につきまして、全庁横断的に協議を行っていく予定でございます。また各種施策につきまして、施策評価や町民意識調査などの結果を踏まえ、各所管におきまして検討に着手をしております。ヒアリング等々を通じまして全体的な調整、整理を行ってまいりたいと考えております。今後の作業工程でございますけれども、先程申し上げました

とおり昨年度はワークショップの開催、あるいは町民意識調査をやってまいりまして、住民の皆様のもちづくりに関する御意見をお聴きしてまいりました。一方で現計画の進捗状況の調査、あるいは将来人口の予測検討、社会経済状況などの分析も行ってきたわけでございます。これらを踏まえ本町の課題を分析して、目指します町の姿、あるいは計画の骨子について検討を重ねてきたところでございます。また、当該総合計画は総合戦略と一体的に策定することとしております。国や県の総合戦略との整合を図りながら、地方創生の取組を盛り込む必要があるわけでございます。現在はこれらの観点を踏まえつつ、具体的な施策や事業の検討を進めておるところでございます。今後これらを取りまとめていく過程におきまして、総合開発審議会、あるいはまち・ひと・しごと創生推進会議の皆さん方の御意見をお聞きしながら、計画素案を作成したいと考えております。なお計画素案については、さらにパブリックコメント等々により皆さん方の御意見を伺うことにしております。議会への提案時期でございます。基本構想については12月議会に上程し、議員の皆さん方に御審議をいただきたいと考えております。

続きまして「幸福度日本一のまち」とはどのような町かという御質問でございます。幸福度については、世界や日本などにも指標というものがございますが、本町におきます幸福度の考え方もございます。何を幸せと感じるかはお一人お一人捉え方が違うものがございます。けれども私は町政の究極の目標は、町民の皆様方の幸福度の向上だと考えております。「幸福度日本一」という目指すべき目標を掲げ、職員とともに考え、その目標達成のために尽力をしてきたところでございます。その具体的な対策としまして、町民の方にも身近な問題であります「子育て」「教育」「健康づくり」の3点をキーワードとして町の魅力づくりということで磨いてまいりました。「子育て」では、子育て世代におけるワンストップで切れ目のないサポート体制を充実させるとともに、母子保健推進員の皆さん方には育児の相談などをお願いしておるところでございます。「教育」では、小学校でのプログラミング教育を実施するなど、新しい社会を担う人づくりを推進するとともに地域の皆様方の見守りで、挨拶のできる子どもがしっかりと育っているところがございます。「健康づくり」においては、昨年2月に「長与町健康のまち宣言」を行いました。各種取組を推進することで、自治体で初めてとなります「ながさきヘルシーアワード」も頂戴したわけでございます。「健康ポイント事業」の取組におきましては、たくさんの方々に御参加をいただきました。町民の皆さん方に御協力をいただきながら、子どもを安心して産み育て、誰もがいきいきと健やかに暮らせる町づくりを進めてまいったところでございます。三期目についても町民の皆さん方が「住みたい、住み続けたい、住んでよかった」と実感できる、幸福を感じられるような長与町を目指して、一步一步着実に取り組んでまいりたいと考えております。次に4つの約束はどのような制度設計をもって実現していくのかということでございます。三期目を迎えるに当たりまして、今まで取り組んでまいりました「子育て」「教育」「健康づくり」をさらに充実させていきたいと思っております。それとともに長与町をもっと元気なま

ちにしたいという思いを込めまして、「遊び心のある町づくり」をキーワードに加えさせていただきました。遊び心と言いますのは「長与町に立ち寄ってみたいな」「長与っておもしろいな」「何か気に掛かる町だな」と、そう思われるようなまちづくりでございます。例えばマリンスポーツでは、昨年、波静かで美しい大村湾でアクアスロン大会が開催され大変好評を博しました。また、豊かな自然と整備された町並みの長与町は、非常にウォーキングの似合う町だと考えております。このほか、幅広い世代が楽しめる憩いの居場所としまして親子で遊べる公園の充実、また、長与町中央商店街におけるチャレンジショップをはじめとして、様々な方々に起業をしていただくなど、賑わいのあるまちづくりをしていきたいと思っております。そういうためにも今後とも県、大学、にしそのぎ商工会などとも連携しながら、商店街の活性化、長与町の活性化に繋げていき、将来的にはITを活用した個人企業家が、この町から出てきていただけないかなと、そういうもっとも元気なまちにしていければいいなと考えております。

続きまして今後の展望について、どのように具体的に推進していくのかということでございます。今後の展望としまして私は4つの政策を掲げておりますが、それぞれ一歩ずつ着実に取り組んでまいり所存でございます。まず図書館の整備は本町にとって最適な図書館の規模、機能などのほか、他の公共施設との複合化の可能性を様々な角度から検討をしていく必要があるかと思っております。そのために建設着手の時期を見据え、段階に応じた体制整備など必要な整備を進めてまいりたいと考えております。次に国道207号の拡幅整備につきましては、現在長与町岡郷地区から諫早市多良見町佐瀬地区間の約6キロについて、国や県に対し早期事業化に向けての要望や協議を進めておるところであります。地元住民におきましても市町の垣根を越えて組織する「国道207号諫早市佐瀬・長与町岡郷間整備促進協議会」を令和元年5月に立ち上げております。今後も諫早市と共に早期事業化に向けた要望を国や県に対して申し上げていきたいと思っております。次にGIGAスクール構想の推進でございます。これはICTを基盤とした先端技術等を効果的に活用し、子どもの力を最大限引き出す学びを実現するために、小中学校における高速大容量の通信ネットワーク環境、いわゆる校内LANや、児童生徒1人に1台の端末を整備し教育環境の充実を図るものでございます。令和2年度に通信ネットワーク環境、校内LANの設備整備を行うほか、端末につきましても令和5年度までとした整備計画を変更し、今年度までに全児童生徒分の端末を購入し、学校教育におけるICT環境の整備を推進してまいりたいと考えております。最後にコンビニ交付でございますが、令和2年1日に長崎県内市町では5番目、町としては最初にサービスを開始いたしました。住民票や印鑑登録証明書などが役場へ来庁することなく日本全国のコンビニ等で取り扱いが可能となりまして、利用者への利便性が向上したものと考えております。今後も職員のスキルアップを図るとともに他市町村の先進事例等を研究し、情報機器などを活用した情報提供や申請、相談の拡充など、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして2番目の質問でございます。スパイラルスライダーについては、議員御指摘のとおり平成27年7月の使用中止から5年を迎えようとしておるところであります。この5年間、利用者の安全を最優先に考え、平成28年度には事故の原因究明や改修の検討を行う委託。平成29年度からは県と財源確保に向けた協議を行いまして、公園の長寿命化修繕計画を策定しております。また現時点では公園の専門分野の方に改修方法などを相談しているところでございます。しかしながら安全性の担保が確認できないと判断された場合には、中尾城公園の来場者数がスライダーを停止する前と現在を比較して年間約1万人減少している状況を踏まえ、利用者の皆様の集いの場、憩いの場、楽しめる場となるよう、遊具などの設備を充実させ、交流人口を増やす研究なども併せて進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

それでは再質問ということで、若干前段で話をしたいと思うんですが、基本構想の策定で先程も申し上げましたけれどもなかなか改訂に至ってなくて、今年はどうしてもしなければいけないということになっておりまして、はっきり申し上げて気の毒でありますけれども、二期の在任期間中、基本構想を持たない町長であったと。私は昭和47年以降の歴代の町長にも仕えてまいりましたけれども、基本構想が一番基本でありますから、これはやっぱり持つべきであったと過去4回にわたり質問をして、進言をしてきたところでございますけれども本当に残念でございました。しかしながら町長選挙で、公約については何を言ってもいいわけでございますけれども、実際それをどう町民の皆さん方、あるいは議会を含めた公の機関が認めて行くか行かないかということによっては、大変な差があると思うわけでございます。したがって、公に認知をされたものが吉田町政にもあって欲しかったと思うわけでございます。次に提案をする時期については、今町長が申されましたように12月に議会に提案したいということでございますので、先程も申し上げましたけれども素晴らしい職員がおられるわけでございますから、職員の手による本当に実のある基本構想であって欲しいなと強く感じておりますので、そういうものに期待をしていきたいと思っております。いろいろ将来像、あるいは人口規模、様々な具体の項目等につきましては楽しみに、提案を待ちたいと考えておるところでございます。先程最後の方に申されました図書館等の4つの約束がございますけれども、この辺りは町長が自ら提案をして選挙に向かれたわけでございますから、様々な人たちの意見を聞きながら、またアプローチをしながら、町民の力を借りながら、具体の活動に実現ができるように一層の努力を期待するところでございます。

1点目につきましては期待を込めて申し上げましたけれども、もう答弁要りませんので。2点目の中尾城公園のスパイラルスライダーでございますけれども、先程も申し上げましたが、今、町長も申されましたように平成27年ですね。現在になれば5年とい

うのはすごい期間が経過したという認識に立つべきじゃないのかなと。以降いろいろされてこられたと言われましたけれども、何ら町民の皆さん方から考えますと見えないわけです。何をしたのか。5年間スライダーは放置してるだけじゃないのと。町としては何をしようのと言うのがあちこちから耳にするわけでございまして、平成27年の1年後には質問してずっと今日まで見守ってきたところでございますけれども、何か見えてこないということでございます。そして当選をされたあとのインタビューと思いますけれども、令和元年9月の新聞紙上で、安全性が確認できなかった場合は再開せずランドマークとして残す。こういう発言を町長は1回されておられますね。ランドマークと言いますと知ってのとおり辞書を引いて見ますと、都市景観あるいはその象徴となる対象物と訳されているようですけれども、5年間利用できない施設、改修もできなかった施設が一つのシンボルなり、あるいは一つの象徴となり得るのかと言いますと、これは決して私はなり得ないという結論に達するわけでございまして、言えば欠陥施設なんですね。欠陥施設が都市景観なり、あるいは象徴となる対象物であろうかと言いますと、全く論外であると思うわけでございます。したがって先程はいろいろ申されましたけれども、ここに至れば大胆な町長の主導的な政治決断が必要じゃないかと。事務方に書かれた答弁書を読むだけでは、決して住民は納得しないわけでございます。私も先程の答弁ではいかなものかと思うわけでございます。言いますように、ここに至れば町長が総合的に判断をして決断をすべきだと思っておりますので、再度町長の答弁を求めます。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

お答えいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

職員の答弁は求めておりませんので、町長の政治決断を私は聞いたわけでございますから町長の答弁を求めます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

岩永議員がおっしゃられたことでございますけれども、この間いろいろスパイラルスライダーについては検討してまいりました。ランドマークという表現をいたしておりますけれども、これは赤いエアブリッジが掛かっていると。あそこの中にエアロブリッジがあるわけでありまして、長与町における駅前の赤いブリッジ。これはどなたが見ても長与町の景観の一部として溶け込んでいるんじゃないかなと私は思っております。そして何とかこれを早く修復しようと思ったんですけれども、いろんな条件が揃わないと、と

言うようなことをごさいました。1つはスパイラルスライダーということの考え方ですけども、私は中尾城公園というのは大体4万人の方々町内外から来ていただく交流の場所でした。スパイラルスライダーが利用できないというときに1万人ほど入場者が下がったということをごさいます、何とかあと1万人増える、かつてそういったことが行われた場所をごさいます。そういったものを再度復活させるということで。あそこにもう一度スパイラルスライダーができないということであれば、安全性の確保ができないということであれば、また違った方法で充実を図っていければと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

最後になりますけれども改めまして三期目の当選に祝意を表し、華々しい活動を期待して質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで岩永政則議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時まで休憩します。

（休憩 11時42分～13時00分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順2、八木亮三議員の①本町教育委員会（主にレイマンコントロール）について、②本町職員の業務のリモートワーク化についての質問を同時に許します。

1番、八木亮三議員。

○1番（八木亮三議員）

早速質問に入らせていただきたいと思います。大きな1番、本町教育委員会（主にレイマンコントロール）について。新型コロナウイルスの国内での感染拡大を受け、本年2月27日に安倍内閣総理大臣より3月2日から全ての公立学校を臨時休校するよう要請がなされた際、県内の多くの市町が「周知期間が短すぎる」「準備が間に合わない」などの理由により3月4日または5日から休校としたところ、本町は要請どおり3月2日からの休校を決めました。また、そのあと休校期間中に3日間の登校日を町独自に設定、実施し、4月6日からの学校再開については県内各市町と同様に再開。その後緊急事態宣言を受け4月22日から5月6日まで再度休校、さらに延長、と状況の変化に合わせて判断がなされてきました。これらは本町教育委員会が決定を行ったものと理解しておりますが、その決定の過程に4名の一般の教育委員の方や学校運営協議会の意志意向は反映されたのでしょうか。教育委員会とは政治的中立の確保、継続性安定性の確保、地域住民の意向の反映をその制度の意義とした合議制執行機関であり、中でも地域住民の意向の反映、いわゆるレイマン（素人）コントロール。これは地元の学校の教職員と教育委員会を信頼し、地域コミュニティの核である学校に安心して子供を預けるために、

保護者にとって大変重要なことでもあります。しかし本町教育委員会においては、少なくとも普段の教育委員会の傍聴及び議事録の確認をした限りでは、このレイマンコントロールが十分に機能してるように思えません。そこで以下質問をいたします。①前述の臨時休校、登校日、学校再開、再休校等の決定の際には教育委員会は招集され、4名の教育委員の方の意見も聞き取られたのでしょうか。また小学校については、今年度から導入された学校運営協議会の意見は反映されたのでしょうか。②教育委員の声を反映するためには、まずは正確で漏れのない情報提供、共有が必須だと思いますが、定例の教育委員会では議事録によりますと、ほぼ毎回学校で事故等はありませんと報告がなされております。本町内の小中学校で教員による体罰や暴力その他事故など、本当に全くあっていないのでしょうか。③休校や学校再開のたびに不安や疑問を感じ、どのような経緯理由でそう決まったのか関心を寄せている保護者、町民の方もいる中で、それを知る機会でもある定例教育委員会の傍聴が4月から禁止されております。教育委員会の会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条及び本町教育委員会会議規則第5条で公開が原則となっていますが、どのような根拠及び手順により非公開としたのでしょうか。④平成30年度分の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の中に、町教委主催の研修会や指導主事による学校訪問が行われているが、指導力向上に重点が置かれている。教職員の人間力を高める研修にも力を注ぐべきと有識者の方からの提言がありますが、これに沿って令和元年度以降何か取り組まれているのでしょうか。⑤3月2日からの一連の休校によって児童生徒が受けられなかった分の授業、学習はどのように補う予定でしょうか。

大きな2番、本町職員の業務のリモートワーク化について。新型コロナウイルス感染予防策の1つとして、官民間問わず職場に出勤することなく自宅などの遠隔地で業務を行うテレワークが推奨されております。今後も職員が庁舎へ出勤することが困難となるような同様の感染症の流行やその他の自然災害などが起こることは十分に考えられますし、平時においても結婚や介護などを理由とする離職を減らすなどの効果も見込めますので、本町においてもテレワークの導入を検討すべきだと思います。また同時に日本社会のテレワーク推進の障壁の一つと言われる印鑑、押印についても河野太郎防衛大臣が省内での削減推進を明言するなど、これまでの考えを転換する時期に来ていると思われまます。これについて質問いたします。①本町へのテレワーク導入についてどのようにお考えでしょうか。②テレワークの障壁の一つである印鑑について、政府でも不要論が出ており業務の簡素化合理化のために本庁でも脱印鑑を進めるべきと思いますがどうでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは八木議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目の質問につきまし

ては所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からはそのほかの御質問についてお答えをいたします。

2番目1点目の本町へのテレワーク導入についてどう考えるかという御質問でございます。議員御案内のとおりテレワークは勤務地と離れた場所において勤務する形態、すなわち在宅勤務として捉えております。在宅での勤務を行うことから人と人との接触を減らすなどの効果が望め、感染予防策に有効な勤務形態として国が推奨しており、平常時における多様な働き方としても推奨されておるところでございます。今回の感染症の発生を受け、庁舎内の多くの部署におきまして定例的な業務に加え、感染症対策に関連した業務が生じてきております。また更なる感染の拡大や長期化など町民の生活に影響が及ぶような場合においては、優先して感染症対策に従事する職員を確保する必要があるわけであります。このため一度に多くの職員を対象とするテレワークの導入は、役場機能を維持するという観点から難しいと考えております。しかしながら職員間における感染リスクの減少や妊娠中など配慮を要する職員の負担軽減にも繋がることも期待されますので、今後とも研究をしてみたいと考えております。

次に2点目の業務の簡素化、合理化のため脱印鑑を進めるべきと思うがという御質問でございます。過去から日本の社会には、会議を開くまでもないような案件などについては、承認や決裁を得る手段として稟議書を回覧、押印するという一方で、相互に確認、理解の上、作業を進めていくという稟議押印スタイルが定着してきたところがございます。しかしながら今回は国がテレワークを指示する一方で、押印するために出勤しなければならないということがテレワーク推進の弊害になるのではないかと言われておるわけでございます。このような弊害を無くすために印鑑の代わりとして電子署名などの普及を図り、手続きを簡略化すべきだという意見もあるようでございます。本町におきましても、これまで印鑑不要への取組は行ってきたところがございますけれども、今後ともテレワーク導入の検討、業務効率化を図る観点から見直しを進めてまいりたいと考えております。私の方から以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

私の方から八木議員の1番目1点目の臨時休校に関する教育委員の意見聴取、学校運営協議会の意見の反映についての御質問にお答えいたします。今回の3月2日からの第1回目の臨時休校は、長崎県知事より県内全ての市町に出された3月2日から3月24日までの臨時休業要請に基づくものでした。急な要請でありましたので教育委員会を開くことができず、校長会と協議を行い、要請された日から臨時休業が可能と判断し休校といたしました。その後3月の定例教育委員会の際に教育委員へ報告いたしました。第2回目の臨時休校は4月16日緊急事態宣言が全都道府県に出され、長崎県知事より4月17日に4月22日から5月6日までの休校要請が出されました。これを受けて臨時

の校長会を開き、要請された日からの臨時休業が可能と判断し休校といたしました。その後4月の定例教育委員会で教育委員へ報告をいたしました。学校運営協議会につきましては4月17日の夜に第1回の会合を開き、全ての小学校に設立いたしました。今回の臨時休業に関しまして意見聴取等は行っておりませんが、今後行われる学校運営協議会にてこのたびの臨時休業に係る意見等が出されることがあれば、判断する際の貴重な意見として参考にしてまいりたいと考えております。

2点目の学校事故の発生についての質問にお答えいたします。学校事故は、いじめ、体罰とこれまで発生しております。これらは被害加害等、個人情報に係る情報が多いため非公開で教育委員に情報提供し、定例教育委員会においては「事故無し」と報告しております。令和2年2月の定例教育委員会よりこの方法を改め、事故が発生した場合は「事故有り」と報告し、内容の詳細につきましては個人情報の保護ということもあり、非公開としております。

次に3点目の4月の教育委員会非公開についての質問にお答えします。御指摘のとおり教育委員会は公開が原則であります。4月の定例教育委員会は傍聴人なしで開催し議事録を公表させていただきました。理由は新型コロナウイルス感染症対応としまして感染症リスクをできる限り軽減させるため、10名以上が集まる集会、イベントへの参加を避けることが挙げられておりました。この日の定例教育委員会出席者は教育長、教育委員、次長、課長、事務局で10名であり、これを超える出席者数となりますと感染リスクが高まり、出席者や傍聴される方とその御家族を含め業務や生活など、多くの方々に御迷惑が掛かることを避けたいという考えの下、今回の開催方法を採らせていただきました。この定例教育委員会の傍聴を希望された方に対し、直前にお断りをさせていただきました。大変御迷惑をお掛けしました。

次に4点目の教職員の研修についての質問にお答えします。教職員の研修は、継続的に行うものと単発的に行うものがあります。人間力の向上に向けての研修としましては、管理職対象は、ほぼ月1回開催している校長会、副校長・教頭会にて人間力の向上に資する内容を取り上げることとしております。学校のリーダーである管理職の育成が、それぞれの学校の教職員の人間力の育成に繋がっていくと考えております。さらに県教委が企画する各学校を研修の場とする研修におきましても、人間力の向上に向けた研修を行っております。県教委主催の研修の対象とならない臨時的任用職員や大学3年生以上で教職を目指すものに対し、教師になる夢を育む「ながよ教師塾」を長与町教育委員会主催で令和元年度よりスタートいたしました。単発的に実施する研修としまして、中央の教育動向や新しい教育に携わった方々による、長与町教職員に対する研修会を開催するよう、昨年度より企画をしております。令和2年3月には元文部科学副大臣を招聘し、本町で講演会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を延期いたしました。今年度、状況をよく見ながら開催を判断したいと思っております。

最後に5点目の休校措置後の学習の遅れの解消についての質問にお答えいたします。

学習指導要領では年間35週で学びを終了させるように規定されております。これまでに4月に実施した授業が約2週分あります。これに加え5月11日から学校を再開いたしました。このまま新型コロナウイルス感染症の影響がなければ、授業が実施できる週の数は37週となり、規定された週を満たすことができることとなります。しかしながら新型コロナウイルス感染症拡大の第2波が予測されていること。また、例年台風や積雪等による臨時休校が実施されていることを考え合わせますと、夏休みを短縮し、授業を実施することが良いと現在のところは考えている状況であります。これらにより現在の休校措置による学習の遅れは取り戻すことができると判断しております。

私の方から以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

では再質問をさせていただきたいと思っております。大きな1番の①についてですが、まず確認なんです、学校運営協議会の開催は年度初めの4月と年度末の2月の年度2回と聞いてますが、これは間違いないでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今年度にスタートいたしましたので次年度からそのようにいたしますが、今年度設立が4月になりましたので、今年度も4月、2月で間違いございません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうしますと今回のような緊急事態が起こっても、それに対して地域住民やPTA代表の意見を聞くための場として、臨時の学校運営協議会を開くことはないのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

学校運営協議会の機能につきまして御説明をいたします。学校運営協議会につきましては、校長が策定をいたしました学校の経営方針を承認するという機能が1点ございます。2つ目が学校の運営に対して意見を述べるという機能がございます。この2点目のことから考えますと、重大なことにつきましては緊急に招集をして意見を聴取することが可能になるのではないかと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。緊急でもそういう意見を聞く場は開けるということだと思いますので、是非地域住民の意見を聞くためには活用をするべきじゃないかと思います。もちろん学校運営協議会は小学校だけに関するものということもありますので、普段からは、毎月定例会を特に開いている教育委員会の教育委員の皆さん4名の方が、地域住民や保護者の意見を代表して意見を聴取できる場、聴取できる集まりということとして重要かと思うんですけども。先程の御答弁では最初の3月2日の休校に当たっては、知事の要請があり、急だったので開けなかったのが校長会を行って決定したということだと思うんですが、この開けなかったというのは臨時の教育委員会を招集したけれども教育委員の方が来れなかったのか、それとも急ということで招集自体もしていないのかということはお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

これにつきましては後者の方でございまして、召集をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

教育委員は一般の方ですし、非常勤でもありますので、緊急事態にしてもなかなか集まっていたかというのは難しい面もあって、これが逆にレイマンコントロールの性質上のデメリットというか、やむを得ない面でもあるかと思うんですが、実際に熊本市のように臨時休校決定の際も教育委員全員は出席はできなかったものの臨時教育委員会を招集して、実際に討議をして休校のスケジュールや児童生徒のフォローの方針などを決めたという所もあるようなんですね。教育委員の皆さんは長与町の教育について責任感を持って引き受けてくださってる方だと思いますので、ある意味、教育長や理事や各学校長だけで、そういう重大な決定を常に行うのであれば、まさにレイマンコントロールや住民意志を軽んじているのかなということも感じるんですが、今後、またコロナの第2波、第3波などで同じような緊急事態宣言等の急な休校であったり、重大な決定を即日出さないといけないようなことが起こった場合、今後は臨時の教育委員会、招集はすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

結論から申し上げますと招集する必要がある場合には、そういう行動をとった方が良いでしょうと思います。26日に総理の方で18時30分に発表がありました。3月2日からの休校措置をとということで、かなり急な話でございまして、このようなことがこれまで教育史上ではありませんでしたので、我々も様々な対応について考えておりました

が、そこまで考えが及ばなかったということもございます。あとになって考えれば、これからは対応の一つに入りたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうですね。おっしゃるとおり私も本町の休校であったり学校再開であったり、そういうスケジュールそのものに問題があったとか、そういうことは申し上げるつもりはなくて、緊急事態で初めての事態だと思いますので、あとから反省したり改善すべき点が出てくると思うので、それをある意味では第2波、第3波を予想されているということもありますので、次に生かしていただければと思うんですが。ということで、次の②番にまいりたいんですが、先程体罰等はあるという御報告でしたが、確か5月27日に県教育委員会が公表した体罰実態把握調査によると2019年度県内の公立小中高特別支援校で体罰を受けた生徒が79名、体罰をした教職員が39名とあるんですが2019年度本町で体罰や暴力、いじめ、件数だけでも教えていただければお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

体罰の件数ですが5件あっております。続きまして、いじめの件数ですが令和元年度で40件あっております。また子ども同士の暴力行為等が16件あっております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。御答弁にもありましたように児童生徒の人権に配慮して、もちろん個人情報に関わるようなことは非公開で話せばいいですし、実際そうすべきことだと思うんですが、事件事実があっているのを、あとで非公開で教育委員会内で話すので「あっていない」と公開の場で報告するというのは、この時点でおかしいんじゃないかなと思っていましたね。御答弁で今年度からは変えたということもあったので。これは昨年度までのお話になるんですが、個人情報があるとしても、体罰が今月は何件、いじめが何件あるが個別の内容については非公開で話しますと言うような報告をしないと、「あっていること」を「あっていない」と言う議事録が残る形で報告をするというのは、この時点で極端に言うとも隠ぺいのように捉えられてもしょうがないと思うんですね。この報告の方法を変えるべきという御提案をしようと思ったんですが、今年度から変えられてると伺いましたので、それを続けていただければと思うんですが、いずれにしても文科省のホームページに教育委員会の在り方という項目があって、ここで「教育委員会は各種広報媒体を活用して、教委の審議状況や学校における教育活動の現状、施策の情報を積極的に発信することも必要である。」と書いてあるんですが、私は決して文科省

の言うことが全て正しいとも思ってないですし、通達は従うべきとも思ってはいないんですが、この情報発信というのは大事だと思うんですね。現在の長与町教育委員会の情報発信というのは十分であるとお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

定例教育委員会につきましては議事録の方も公表しておりますし、学校訪問に行く場合等、いろいろな行事の場合については各学校のホームページを通しまして情報発信しております。長与町教育委員会のホームページでも活動については計画等の中で、こういう日程で行うということで公表しておりますので、現時点では今の状況でいきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

県の教育委員会が先日2019年度の体罰実態調査を数字として報告公表していますが、長与町は先程お答えいただいた体罰の件数等、そういった調査をして、その結果をどこかで公表しているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

しておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私も調べて、いろいろ見てみたところ無いようでしたので、そういう情報発信とか公表が不十分じゃないかなと思ったので、どうお考えか伺いたかったんですが、とりあえずはこのままいかれるということで御答弁は分かりました。先程も熊本市の例を出しましたけれども、熊本市の現教育長というのが Twitter やブログなど使って非常に細かく迅速に市の教育行政の情報を伝えたりして、市民からも非常に信頼も厚いと聞いております。今こういった時代ですし、SNSを使うということは賛同だけでなく批判を受けることもありますし、私は Twitter などをして身をもってそれは体験してるんですけども、批判を恐れて何もしない。できる公表、情報発信をしないというのは、町の皆さんに現場で今何が起こってるかを知らせる義務や役割を放棄しているのも同じだと思うんですね。ぜひ勝本教育長も Twitter を始めてみては良いんじゃないかなと思うんですが、これは質問じゃなくて提案としてです。

次の質問に行きたいと思います。③なんですけれども、4月の教育委員会の非公開は

感染防止対策などという理由だったと思うんですが、確認ですが、地教行法の第14条に「教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」とあるんですね。理由は感染症の予防ということがあったとしても、この法律に照らして3分の2以上の議決を取られたんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

取っておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

これに関しては法律で決まってるんですが、これに照らして議決を取らずに非公開にするということは問題ないんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

長与町教育委員会傍聴人規則の中に、傍聴する際につきましては教育長の許可が要るという規則がありますので、それに照らし合わせまして今回傍聴の方は遠慮をさせていただいたということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私も法律の専門家ではないので、会議を公開しないことと傍聴をお断りするというのが同じことなのか違うことなのか、よく分かりませんが。ただ、そういう形で傍聴を断れるのであれば、非公開とするのを議決が必要というのが、まるで意味をなさなくなってくると思うんですよね。そういう意味で、今後恣意的な運用、公開したくないものはしない、教育長が傍聴を断るという、そういう運営ができてしまうんじゃないかと思うので、法律でそういう議決した場合は公開しないことができるというので、これは重く見て、これに従った運用をすべきじゃないかと思うんですが。次に行きますが、この件に関して4月の教育委員会のあとですかね。確か当面教育委員会の傍聴はできませんとホームページ等にお知らせがあったと思うんですが、そのあと緊急事態宣言が解除という理由もあったかと思うんですが、5月の教育委員会は傍聴がOKということになったと思うんですが、一度傍聴できませんというのを発表したのが、5月は結局やはりできますよとなったのをホームページに掲載されてなかったと思うんですが。一度禁止したけど、やっぱり5月はできますよみたいなお知らせはされたんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

「開催できます」というホームページの掲載はしてありませんが、「公開できない」という分につきましては削除をさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

一回傍聴できないというのを読んだ方は傍聴できないと思うのが普通だと思うんですね。その後傍聴ができるようになりましたというお知らせがなければ、やっぱり今度お知らせがあるまでは傍聴ができないんだと思うものだと思います。ちょっと不親切かなと思うんですが。こういったこと一つを取ってもですね。文科省が進める教育委員会の会議の透明化についての通知にもあるんですが、教育委員会会議の開催時間や場所等を運営上の工夫を行うことにより、より多くの住民が傍聴できるようにすることが望ましいとあるんですね。そういう文科省の通知の中にあるような姿勢とはかけ離れているのかなと思うんですが。例えば今回議会、傍聴は自粛をお願いしておりますが、通常であれば「明日から議会が始まるので傍聴をお待ちしてます」というような町内放送がありますが、例えばそれと同じように「明日何時から教育委員会が開催されますので傍聴をお待ちしてます」みたいなことを呼び掛けるですとか、何かしら文科省が言うところの、より多くの住民に傍聴してもらうための運営上の工夫をもっとすべきかと思うんですが、そういう工夫は今後行うおつもりでございますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

議員の今の御意見を受けまして、今後そういう発信ができることがあれば傍聴できるよう、ホームページ上とか広報等使いまして呼び掛けをしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。次の④に行きたいんですが、こちらについては先程御答弁いただいて、これまでもあったものから今年度から新しく始めたものまで、いろいろ研修等行われるということで、今後の成果に期待させていただいて再質問はないんですが、先程の②の答弁のときにあったように、実際に長与町でも体罰などは起こっているわけですから、是非しっかりと取り組んでいただきたいと思いますと思います。常々私は思ってるんですが、学校というのは別に外国の大使館とは違って治外法権ではないわけですから、教師であっても児童生徒であっても他人に暴力を振るったら、本来は障害罪とか暴行罪

という罪になるのであって、ある意味で体罰、いじめという言葉は違う言葉で捉えてしまっているということだと思うんですね。是非教育委員会の皆さんや各校長には、体罰や子ども同士の暴力の中でも特に体罰というのは大人が子どもに暴力を振るうという、もう本当に犯罪というような意識を持って、是非教職員への指導や懲戒をしっかりと行っていただきたいと思います。次に⑤なのですが、休校で受けられなかった分の授業、学習のスケジュールは御説明いただいて分かったんですが、先程のは多分今年度の1学年で必要な授業数が最低35週で、37週はあるということのお話だったと思うんですが、伺いたいのは休校は今年の3月からあったと思うんですが、例えば前の学年で学び残したようなことというのはないのでしょうか。例えば中1の子が小6の3月にもうちょっと受けるべきだった内容とか、そういったのは既に解消されてるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず昨年度の小学校6年生、中学校3年生は進学というのが伴いますので、その学校でリカバリーができていく状況というふうにお考えかと思います。小6、中3は教育課程全て終わらせております。中学校のある教科について、途中でその単元が切れる可能性がありましたので、それだけを一部積み残して中3でやっているものがございます。また、わずかですが他の小学校の1年生から5年生、そして中1、中2の中で積み残しがございましたが、第1週目ほとんど掛からずにそれを解消することができております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

前年度の部分は分かりました。最初に答弁いただいた、今のところ最低35週に対して37週は取れるということで2週間余裕があると思うんですが、御答弁でもおっしゃられてましたが第2波、第3波があった場合に、その2週を超える休校も想定されると思いますので、休校期間がどのぐらいになるかにもよると思うんですが、具体的にそうになったらどうしようという話とか、検討というのはされているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今回コロナウイルスの影響で2回休校をいたしました。これが3回目4回目があるものだと構えはしております。その際の学習の方法につきましても今準備をしている段階で、ここで確実なことをお話しすることができませんが、休校措置になった際に学びを止めないということについては、今の準備を進めているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。おっしゃるとおり、つい先日まで緊急事態でもありましたし、休校も続いて、いろいろな対応で御苦労されたと思いますので、これからお考えだと思うんですが、是非児童生徒と保護者のために、あらかじめの対応をしっかりお願いしたいと思います。これで大きな1番の質問を終わりたいんですが、いろいろ言いましたが、もちろん教育長も、理事も、各学校の校長も長年の経験と知識を豊富にお持ちでいらっしゃる教育のプロだと理解をしておりますが、ある意味では、だからこそ思い込んだり見落としたりされるようなことがあるんじゃないかと、そういうことも無いとは言えないと思いますので、是非教育委員を代表にして地域の方や保護者、そういう教育のプロじゃない方の御意見も聞いて、いろいろ施策を進めていただければと思います。教育委員会では常々開かれた学校というのが大事だとおっしゃっていると思うんですが、教育委員会も開かれた教育委員会であって欲しいと思いますので、それによって保護者、住民も安心されると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

先程答弁で「三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」という文言がありましたけども、この件については、会議自体は公開となっても、議案の中で人事に関する事件とかほかの事件について、この分は公開しないというのを決めるときに委員の3分の2以上の議決が要するという話でございます。3分の2以上の議決があれば、その部分に関しては公表もしないで良いとなっております。今回傍聴人なしで4月の定例教育委員会をさせていただきましたけども、こちらは課長からもありました長与町教育委員会傍聴人規則の中で教育長が決めることで、傍聴を不相当と認めるということであれば傍聴人なしでもできるという形になります。感染症がまだまだ先行き分からない状況でございましたので、感染のリスク削減という観点から4月の分は傍聴人なしで会議をさせていただいたということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員、

○1番（八木亮三議員）

分かりました。次の大きな2番の本町の業務のリモートワーク化についてなんですが、こちらの①についてですが、今後コロナウイルスの第2波、第3波が来たときに、民間にテレワークを推奨しておいて行政がそれをあまりやろうという気が無いというのは矛盾だと思います。先程おっしゃった、多くの職員をテレワークに充てることは難しいということもあると思うんですが、例えば少人数で庁舎内のパソコンを庁舎外から操作するだけのリモートデスクトップという方式であれば、逆に小人数向けのもので比較的安価なもので大掛かりなサーバー構築なども無いと思いますし、そこまでいかななくても例

えば会議をテレビ電話のようなりモートで行うというのも感染症対策、今後の新しい生活様式中では必要になってくると思うので、そういうのを最初からできないとか必要ないということじゃなくて行っていただければと思うんですが。昨日発売された地方自治に関する専門誌の中にテレワークの特集があったんですが、ここに有識者の意見として、いきなり高い理想を求めないで、できることから始めてみる姿勢が重要というのがあるんですね。今後登庁が難しくなるような緊急事態などのために備えて、検討いただければと思うんですが、この雑誌にもう一つ大切なことが書いてありまして、自治体がテレワークを導入するには首長が前向きであることが必須条件とあるんですね。先程の町長の御答弁で研究していきたいとおっしゃっていらしたかと思うんですが、繰り返しのなりますが、現場ができるかできないかという意見をまず聞く、ボトムアップというのでも吉田町長がよくおっしゃっていらして、強権的なトップダウンじゃなくてボトムアップは非常に大事ですし、吉田町長の持ち味ですばらしいと思うんですが、リーダーシップ、号令が必要なときというのもあると思いますので、改めて町長にお尋ねいたしますが、このテレワーク、積極的に推進していこうと思われませんか。

○議長（山口憲一郎議員）

中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋敏純君）

御案内のように、確かに自然災害それからこの感染症の流行によりまして、在宅勤務ということは十分に理解をしております。民間でもそういう形でやられているということで大変に有効であると。3密対策。これからの新しい生活様式にも関わってまいります。それで町も前向きに検討するためにいろいろと調査、やり方を考えてみたんですけども、やっぱりある程度のコストが掛かるんですね。そこを今からまた研究をしてみたいと思っておりますので、ちょっと時間をいただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

おっしゃるとおりコストが第一番と言ってもいい問題だと思いますので、平時にはそのコストを掛けてまで必要ない、導入できないというのはしようがないと思うんですが、実際にそれが必要とされるような事態が一度起こっているわけですので、もし第2波、第3波が来たときにテレワークを用意していれば対応できたけど、してなかったのだからできないというのであれば、一度あったきっかけ、必要性を有効に使わなかったということだと思いますので、是非前向きに検討していただきたいんですが、テレワークを早くから導入して成功している例として有名ですが佐賀県庁。約10年の実施で実施率は52.9%。実際に4年前大雪で登庁が困難だったと際も職員の10%はテレワークで仕事できたというようなこともあったり、ペーパーレス化に繋がって導入前より紙の使用量が10%削減されたという結果もあるようでして、私も今回質問をするに当たって

佐賀県に資料などいただけないかと問い合わせましたら、翌日に総務部の情報化推進室の方が58ページもある資料をすぐにメールで添付して送ってくださったり、非常に親切といえましょうか、実際に全国から視察も来られてるようで、コロナも県を跨いだ移動というのもできるようになりましたので、機会があれば佐賀県に一度視察などに行かれたら良いんじゃないかと提案させていただいて、この①は終わりたいと思うんですが、②の脱ハンコ。先程御答弁いただいて、実際に既に少し庁舎内で取り組んでるということだったかと思うんですが、今回私がこの質問で申し上げたいのは、庁舎内でハンコの使用を削減するというのも様々な合理化に繋がると思うんですが、ではなくて外部ですね。役場が提出をしてもらう書類書面に関して、ハンコを押したものの提出を求めることを止めるべきなんじゃないかなと思うんですね。民間の事業者がせっかく新しい生活様式としてテレワークを導入しても、社内は脱ハンコをできていても役所に提出する印鑑を求められて、どうしてもハンコが必要になる。こういうのは民間のリモートワークの取組を否定したり、ストップをかけることになると思うんですね。実際に4月24日の朝日新聞に「コロナきっかけ脱ハンコ」という記事があつてですね。大手の民間企業の担当者が役所への届け出の多くには押印がまだ必要で、業界団体としても改善を訴えていきたいとあるんですね。実際書類の押印というのは法律上必要なものもあると思うんですよ。ほとんどが慣例や商習慣であつて、法律で決まっているものではないんですね。なので役場への提出書類でも押してあつても押してなくても、あまり意味がないような押印は、求めることは止めるべきだと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

議員の御指摘のとおり、民間のリモートワークを推進するための障壁となる行政手続きにおける押印。これについては役所としても、テレワークを推進するために当然受け皿を整えていく考え方を持つべきだと認識しております。議員もおっしゃるとおり、可能なもの、そうでないものというの也被れております。またコストが掛かるもの、電子認証、こういった仕組みも整えていく必要もあるかと思ひます。様々な観点から今後研究して、テレワークの推進に向け、見直しをしてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

例えば千葉市は、法令的に押印の義務づけがあるような手続き以外の提出書類等には署名を基本とする改正も行っていたりするようですので、そういう民間の取組の障壁にならない行政運営をお願いして、以上で終わりたいと思ひます。

○議長（山口憲一郎議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時10分まで休憩いたします。

(休憩 13時56分～14時10分)

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順3、吉岡清彦議員の①役目は終わった、スパイラルスライダ－の再開は中止せよについて、②資源化物の拠点回収制度の見直しについて、③学校選択制の見直しについての質問を同時に許します。

13番、吉岡清彦議員。

○13番（吉岡清彦議員）

質問に入ります。1番目の役目は終わった、スパイラルスライダ－の再開を中止せよについてです。それを含めて大きな質問を3点したいと思っております。町長の三期目の当選おめでとうございます。これからも町民の幸せのために御尽力をお願いしたいと思っております。これから数年間は大いにやってもらえればと思っております。また今回の新型コロナウイルス対策の取組に対して、職員一同の御苦勞にも感謝を申し上げたいと思います。さて私も昨年の議員選挙で8回目の当選をさせていただきました。改めて町民の幸せづくりにどう取り組めるのか、心新たにしているところでございます。仏教詩人で坂村真民という方がおられましたけれども、「念ずれば花ひらく」という詩集があつて有名な方でございます。私もこの言葉が好きで、そういう信念に基づいていろいろ取り組んでるわけですが、母親が真民に子どもの頃から何事も信念を持ってがんばんなさいという言葉だったと思っております。そして真民の詩集ができたときに教育界の大御所であつた森信三先生が、これで日本が救われたという感想を述べられております。それだけの重みのある真民の詩集じゃないかと思っております。そこで自分が当選以来少し振り返ってみますと、高額医療費の委任払制度の導入とか公共施設からのごみ箱の撤去、あるいは資源化物の拠点回収制度のあり方、あるいは学校制度のあり方、あるいは分かりやすい住居表示のあり方、人生100年時代を見据えた健康宣言などなどについて提言、提案をしてまいりました。解決したものもありますけども、未解決なものも、まだあるようでございます。また最近、新たな問題として話題となっている中尾城公園のスパイラルスライダ－の件も残っておるわけでございます。そこで中尾城公園のスパイラルスライダ－についてですが、私のこの信念からしてその役目は終わった。そういう気持ちでおります。よつて再開は中止すべきと思つておるわけです。どういふ考えを町長はお持ちかお尋ねします。あるいは人員の配置とか維持管理費、安全性などがこれから出てくるような気がしております。そこで町長に質問するわけでございます。

2点目の資源化物の拠点回収制度の見直し。この制度は導入時点から私が反対してまいったこととございます。平成15年の12月議会でこれは第1回取り上げて、今回の議会まで67回の議会が開催されたように思います。そのうち今回を入れて33回、この資源化物についての質問をしてきておるわけです。信念を持って私がこれは良くないというのをずっと言つてきたのがこれとございます。この資源化物の拠点回収は良い点

も今までもずっと行政側も言ってきております。それも分かっております。しかし住民の方々は大変なことであるということをもたまた言ってきております。自治会の役員方も大変だと、私もしてきて分かっておりますし、今もそういう話も聞いておるわけです。そこで今までに提言したことであるわけですけれども、100%変えても良いでしょうし、あるいは2点目としてやる気のある自治会などは継続しても良いと思うわけです。大いにですね。大変な所は身近なごみステーションに移行するなど、大きな点で2点、移行制度があるわけですけれども、そういう形で見直しをやって欲しいというのがこの質問でございます。今までも見直しについての私なりにもありました。あるいは、ほかの人についてもあったような気がしております。そういう答弁もありますけれども、内容について、あるいは時期について、どうなのかを質問いたします。

3番目が学校選択制の見直し。これも導入時点から私も上長と公民館で説明を受けたときに大いに反対した。これも事実でございます。信念を持って反対をしておりました。これも今まで7、8回質問してきております。どうしても洗切小校区について言えば、緑が丘自治会の生徒たちが一番可哀想と思っているわけですけれども、緑が丘自治会の子どもたちを長与小校区に移行して、公民館やコミュニティ活動、青少年育成協議会活動などを長与小校区内で行っていく。それが良いんじゃないかというのが私の考えです。よって児童生徒はそのまま長与小学校へ通学し、地域活動も長与小校区内で参加するという制度に移行したらどうかと、今までも提言、提案してまいりました。児童生徒のことを思えば一体化した方が良くないかというのが私の気持ちでございます。あるいはまた、見直しの時期はいつなのか。そういう点をお尋ねしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、吉岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお3番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からはそのほかの質問でございます。1番目の御質問の役目終わった、スパイラルスライダーの再開は中止せよという御質問でございます。スパイラルスライダーの再開につきましては、利用者の安全を最優先に考え、遊具の安全に関する基準に沿ったものを、また人員配置についても以前にも申し上げておりますけれども、必要に応じた人員を計画的に配置できるよう検討してまいりたいと考えております。しかしながら安全性の担保が確認できないと判断された場合には、使用再開は難しいものと考えております。中尾城公園の来場者数は、使用停止する前と現在を比較して年間約1万人、スパイラルスライダーを止めてから減少している状況でございますけれども、交流人口を増やすこと目的とした魅力ある遊具、あるいは施設の充実を図って、魅力ある中尾城公園となるよう今後とも研究検討を進めてまいりたいと思っております。引き続き安全性のみだけではなく、

経済性も合わせて総合的に判断をしていきたいと考えております。

2番目の資源化物の拠点回収制度の見直しという御質問でございます。本町における資源化物の拠点回収につきましては、ごみの減量化や適正な分別による再資源化などを目的として、住民及び自治会の皆さん方の御理解と御協力により、今日までこの活動が継承をされてきたわけでございます。改めてこの活動に御尽力をいただいたことに対し、住民の皆さん方には心より御礼を申し上げる次第でございます。資源化物のステーション回収への移行については、回収方式や経費など様々な課題もあり、現在問題点や費用面も合わせて、実施に向け検討を進めているところでございます。併せて今回御提案をいただいた拠点回収を継続希望する自治会等については、集団回収方式による対応ができないかなど様々な選択肢を模索し、可能な限り柔軟な対応ができるよう今後とも進めたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

吉岡議員の3番目の学校選択制の見直しについての御質問にお答えいたします。昨年度より通学区域の見直しに取り組んでおります。昨年度の定例教育委員会におきまして、学校選択制は令和8年度に廃止することを決定いたしました。通学区域は大変重要で関心の高いことであると認識しております。これから選択制を廃止した通学区域について、通学区域検討委員会、各地区コミュニティ協議会、そして今年度設立した各小学校の学校運営協議会、PTAなど、関係諸機関と十分に検討を進めたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

では1番から行きたいと思えます。ずっと町長は安全性を求めてやっていくということで、それはそれで良いんですけども、実際この施設がずっと言ってきましたように、長与町の未来を作り上げていく本当に大切なものかどうか、というのが基本になると思えます。安全性よりもですね。これから長与をどう作っていく資産となるのか。本当にスパイラルスライダーが長与のシンボルになるのか。未来の長与を発展させる道具なのか、資産なのかということなんですよね、私が言ってるのは。行政側がそういう危険を犯してまで、する必要はないんじゃないかというのが、ずっと信念を持って言ってるわけです。これが出来るときには、私もまだ1期になったばかりで何も分からずに中尾城公園が建ち上がってきて、スライダーがぱっと出てきて、危険性なんて私も思わない。はっきり言って賛成しましょうで、やっぱり長与のためなるんだっていうのが。当然行政側がためになるから造ったわけですから、我々もそうだろうと思って賛成した。誰も反対したのは居なかったんじゃないかと思っております。いつも言っていますように、

夕張メロンの夕張のあの施設でも、当初は誰だって、議員だってあれだけ叩かれると思わなかったと思います。行政側がやろうということでしたので、一生懸命になって夕張市を盛り上げる施設として来たと思うわけです。しかしうまくいかなかった。これにしても今度は、はっきりもう必要ない。役目は終わったんだ。そういう気持ちがこの何回かの中で言ってきてるわけですね。だから、私の気持ちとしては何回も言いますが、この施設が本当に必要なのか疑問です。魅力あると言う答弁でありますけれども、どういう未来を想像して担当が思っているのか。答弁があれば発表してください。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

魅力ある公園作りとしまして、中尾城公園は四季折々の公園、花、草木、咲いております。それも十分魅力あるものだと思っております。その中で地形を生かしたスパイラルスライダーがあり、来場者数がスライダーを中止してから約1万人減っている状況で、集客力のあった施設だと考えております。集客力が現在減っている中で、スライダーを改修して来場者数を増やしていきたい、魅力ある中尾城公園にしたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

確かに当初は珍しいということではよっついたら町外からも来たでしょうけども、だんだんだんだん、いろんな人間の遊び方というか、余暇の利用の仕方というのが多様化してきて、中尾城公園自体の魅力とか、スライダーの魅力というのは減ってきてるわけですね。市内の方にも大型のものが出来て家族で行ける、楽しめる、買い物ができる。だから大浜にも遊園地があったんですけど役目が終わった。北九州でも役目が終わった、施設のね。野母崎の県のあれももう役目が終わった。そういうことで、いろんな多様化の時代で、スライダーだけに絞ったものは必要じゃないというのが私の信念を持った見解になるわけです。長与でもああいう親子で行ける大型施設もできたし、あそこで一つの遊びがあるわけですね。そういうことで、行政側が無理した、危険を伴うそういう遊具はもう必要じゃないというのが私の信念を持った意見でございます。今後もそれは変わらずにいくつもりでございます。だから、あとどういう形で行政側から案が出るのか。検討した結果安全性に問題が、なかなか自信持てない。だからもう止めるとか、そういう判断が早目に必要じゃないかと思うわけですね。これが9月議会までぐらいに出せるのかどうか。そこんところをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

議員御指摘のとおり早目に決断というのは当然でございます。午前中も話をさせてもら

いましたが、現在専門家と協議を進めておるところでございます。今コロナウイルスの関係でなかなか協議が進まないところですが、協議を進めてどんな状態が良いのか、その辺について検討しております。もうしばらくお待ちいただきたいと考えてるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

今、専門家と言いましたけど、何かコンサルとかなんとか入れてお金が掛かっているのかどうか。費用が掛かっているのかどうか。そのところお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

平成28年度に1回点検をさせていただいた業者がございます。こちらの方に、こういった場合はどうだろうか、こちらで案を出して、話を聞いていただいております。現在委託は発生をいたしておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

ということは、お金の支払いは無いということで良いんですか、再度お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

現在のところ委託料は発生しておりません。ただし報告書類等々が発生する場合には委託料、作成費用が掛かってまいります。今のところは発生しておりませんが、今後その点について発生する可能性はあるということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

なるだけ早く決断した方が良いと思いますのでよろしく。町長もですね。だから職員も町長にこれから長与の未来を考えた提案というか、意見をしていくべきじゃないかと。我々もやってるわけですからね、真剣に思って、やっていただきたいと思っております。

次に資源化物ですけども、これもくどくど言って60何回のうち30何回、半分ははっきり言ってやってるわけです。好かんでしょうけども。どうしてもやっぱりする側は良いことしか言わないわけですね。自分たちでやろうということは何。分かってもそれは進めようとする。それはそれで仕事でしょうけども、そこで私の質問に対しても検討すると言ってきてます。また、ほかの人たちにも、そういう言葉を言ってきてると

思います。実際もうやらないきゃならないと思うわけですね。新課長になったわけだから、また改めた見方で検討していくと思うけども、どういう形で対応していこうとしているのか、再度お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

資源化物の回収につきましては、拠点回収をステーション回収に戻すという考えで、回収方法とか費用面を検討させていただいております。現在検討してる中で、保環連の開催が今のところコロナウイルスでできておりません。昨年度中に保環連からも提言をいただきまして、ステーション回収に戻すのも良いんじゃないかという形で話を進めております。ただし、先程言ったとおり保環連の開催ができておりませんので、そちらと話を調整させてもらって、近いうちにお示しすることができればと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

これも本当に良いんですね、皆さんが集まってするのですね。しかしずっと言ってるように苦労もあるということで。本来ならば昔からごみステーションでやってたわけだから、予算のどうこうっていうのはおかしいわけ、僕から言わせればね。何か1回聞いたら教育費に回すとか何とかって言って、何の教育費って言うたらまた訂正したような感じがあったんですけども。本当にやる気がある自治会とかあるいは諸団体、子ども会、婦人会、老人会を含めてやって良いんですよ。お金が無くてでもそれに取り組もうというのはやって良いわけです。お金がある無しに関係なく資源化をしていこうという気持ちがあるのはお金が無くてもいいわけなんです。しかし、どうしても自治会とか団体がするという事は、お金がある程度欲しいから取り組んでおるわけです。確かに昔は我々の自治会でも20万円とか30万円近くあった。私が自治会長したときもありました。今どれぐらいなのか。もし答えができればこれぐらいのところはこれぐらい下がったとか、もし言えるところがあったならば、どこの自治会と言わなくてもいいですので、A自治会ならA自治会で10年前にはこんだけあったけども、今はこんだけになったとか、何かそういうのがデータ的に言えればお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

資源化物の売り払い。基本的には世帯数で割り戻しておりますので、どこの自治会と言うよりは全体的な話でさせていただきたいと思っております。過去5年の数字でお話しさせていただきますと、平成27年度が730万円程度、全自治会で助成をしております。それが令和元年度では270万円程度の助成額となっておりますので、約2分の

1 から 3 分の 1 ぐらいの金額になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

今のは、町内自治会がやっている全体のことで言ったわけですね。再度。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

長与町全ての自治会の中での話とお考えいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

そういう中で初めも言いましたけれども、ゼロになってもいいからやりたいという自治会もひょっとしたらあると思うわけです。そういう信念を持ってやってる所は。だからそういう所は何らかの形で応援してやって、やりやすい方にやってやるとか、そういうのが行政側の手助けじゃないかと思うわけですが。先程まだ会議を開いてないと言ったけども、自治会によっては自分たちはやりたいという声も出てるわけですか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

こちら昨年度の話になりますが、ステーション回収に前向きな自治会の方が多かったと把握しております。どうしても拠点回収を続けたいと言う、必ずしもという意見というのは、私どもでは頂戴しておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

そしたら時期的には、そういうのはまだ会議ができないということだから、正確には、いつから変更していくというのは、まだ発表できませんか。どうですか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

いつからと言うのは、ここで明言するのは難しいんですが、なるべく早い時期にできればと考えておりますので、早い時期となると来年度、もしくは遅くとも再来年度にできれば、やっていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

じゃあ一生懸命、新課長として取り組んで欲しいと思っております。

学校選択制ですけれども、これも7、8回言ってきております。記録にあると思えますけれども。何回も言いますけども反対してきました、絶対うまくいかないって。地域と子ども、学校と、いつもこの言葉が、今までも出てるように、一体化した活動がないとですね。言葉で言っても実際、運営がちぐはぐだったときにはうまくいかないんです。私も青少年育成お世話になってきて分かるわけです。子どもが可哀想なんです。緑が丘の生徒が多いもんだから、そこは私たちの校区なもんだから。校区というか、一緒の場所におるから、そこを大々的に取り上げてるわけですけども、あそこ子どもたちは、ひょっとしたら90%近くは長与小と思います。そして子どもたちが学校行事はいいんですけれども、地域活動にひょっとしたら遮断されてるといふか、何か可哀想な面があるんじゃないかというのが初めから私が言ってきてるわけなんですけども。だから私たちがダムマラソンとか、そういうときでも案内はしますけれども、なかなか参加が少ないわけなんですよね。そういうことを思えば長与小校区にした方が良くというのが、これも信念もって言ってるわけですけども、その校区については先程はこれからの課題ということで、再度どれぐらいになるのか分かればお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先程教育長答弁もございましたが、令和8年度から選択制を廃止いたします。これは昨年度の通学区域検討委員会に教育長が諮問をして、その答申を受け、そして教育委員会で決定をしたものでございます。令和8年度を設定したのは、昨年度の時点で昨年度生まれたお子さんが小学校1年生に上がるのが令和8年になりますので、住宅の関係であるとか、そういったところも大きく影響するところかというふうに考えまして、令和8年と設定いたしました。その答申に基づきますと本年度、遅くても来年度の初めぐらいまでには校区を決定するということを目途にやっていたかなければならないのではないかと今のところ考えております。先程教育長答弁にあった様々な関係諸団体との調整もありますので目途にはしておりますが、もしかしたらそれが少し長引くかもしれませんけども、できるだけ早い機会にお示しをしたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

長与小校区にもしなつたとしたら、洗切小も、今のままでも人数的には変わらないわけですからね。行政の勝手なことで子どもをあっちやりこっちやりするのが一番悪い見本じゃないかと思っておりますので、教育長がしっかりしてやってもらいたいと思っております。以上で終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで吉岡清彦議員の一般質問を終わります。場内の時計で15時まで休憩します。

（休憩 14時43分～15時00分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順4、内村博法議員の①感染症対策等について、②長与町第10次総合計画についての質問を同時に許します。

7番、内村博法議員。

○7番（内村博法議員）

それでは早速質問に入らせていただきます。まず①感染症対策についてでございます。御存知のとおり、新型コロナウイルスによる患者が中国で表面化してから感染は瞬く間に世界中に広がり、国内においても感染防止のための外出自粛や営業自粛などが続き、暮らしや経済は激変しております。報道等によれば、新型コロナウイルスに対するPCR検査体制の速やかな整備、また外出自粛などによりドメスティック・バイオレンスや虐待が増加しているとの課題が指摘されております。そこで次のとおり質問いたします。

1点目、新型コロナウイルスは本年3月に成立しました新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律により、同法の対象となりました。改正前の法律により既に本町でも感染症対策として、平成27年3月に「長与町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下町行動計画という）が設定されているが、この感染症対策の町行動計画を見直す考えはないのか。2点目、長与町地域防災計画には災害発生時の感染症対策（防疫計画）などが記載されております。今回の新型コロナウイルスの感染の教訓を基に改定する必要があると思うが、どのように考えているか。3点目、滋賀県大津市では本庁舎に勤務する職員の新型コロナウイルス集団感染が発生したことから、本庁舎を閉鎖し支所で行った事例がある。本町は自然災害における業務継続の観点から、長与町業務継続計画を昨年10月に制定されているが、感染症の観点からの業務継続が含まれてない。新たに追加する考えはないのか。4点目、外出自粛等による長与町内の経済的な影響はどのように把握されているのか。また長与町独自の経済支援や生活支援についてどのように考えているのか。5点目、PCR検査体制の整備は現状どのような体制になっているか。また外出の自粛や在宅勤務が呼び掛けられる中、家庭でのストレスによるドメスティック・バイオレンスや児童虐待の増加を懸念する声が上がっているが、本町のこれまでの状況はどうか。6点目、今回新型コロナウイルス感染防止のため小中学校の休校措置がとられたが、その間の学習の遅れは具体的にどのように解消していくのか。

②長与町第10次総合計画について。令和2年度施政方針によれば、令和3年度から始まるまちづくりの基本計画である長与町第10次総合計画は既に策定作業に着手しており、事務事業評価、施策評価の結果に加え、町民意識調査やワークショップの開催を通じた町民の様々な意見を効果的に反映させ、町民協働での計画づくりを進めていくとしております。また現在の総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略は別個の計画と

して位置付けているが、次期計画においては一体の計画として策定し、さらなる効果的推進を期するとしています。そこで次のとおり質問いたします。1点目、第10次総合計画の今後の取組スケジュールはどのようになっているか。2点目、第10次総合計画においては総合計画と総合戦略を一体の計画として策定し、さらなる効果的推進を期するとしているが、どのような効果を狙っているのか。3点目、第10次総合計画の基本的な策定方針及び新たな政策はどのように考えているか。

以上、質問いたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、内村議員の質問にお答えさせていただきます。1番目6点目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からはそのほかの質問につきましてお答えをいたします。1点目の長与町新型インフルエンザ等対策行動計画が策定されているが、この感染症対策の町の行動計画を見直す考えはないのかという質問でございます。この新型コロナウイルス感染症は令和元年11月下旬に原因不明のウイルス性肺炎としまして確認されて以来、瞬く間に全世界を混乱に陥れました。令和2年6月2日現在、全世界の感染者数は615万人、死者は37万人を超過しておりまして、各国の経済や国民生活に大きな打撃を与えているところでございます。

本町におきましても、長与町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づきまして、対策本部会議を5月21日までに11回開催しておりまして、感染症拡大防止のためイベントの自粛や公共施設の閉館、学校の休校などにつきまして、機を逸しないよう迅速に対応してまいったわけでございます。しかしながら感染症の特徴や感染経路の違いから、新型インフルエンザにおいて想定されていない事項もございました。具体的に申し上げますと蔓延期における優先業務の検証、人員不足に陥った際の人員計画、新たに発生する業務への人員出動、庁舎内感染を想定した対応マニュアル、備蓄計画などの不足でございました。こうした内容を今後計画に盛り込むべきか否かにつきましては、まずは上位計画であります長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定予定や、その内容を踏まえながら、適切に対応していきたいというふうに考えております。

続きまして2点目の御質問でございますが、長与町地域防災計画には災害発生時の感染症対策、防疫計画などの記載があるが、今回の新型コロナウイルスの感染の教訓を基に改定する必要があると思うがどのように考えるかという質問でございます。地域防災計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務の大綱でございます。御指摘のとおり地域防災計画には防疫計画が災害応急対策計画として備わっております。今回の感染症の対策に関しましては、その計画上の対策でもありまして、災害時の防疫ということで関係所管課により対応することとしております。今回の新型コロナウイルス感染症対策を考えますと、今後も様々な事態が起こる可能性

があり、特定の項目記載は発生時において新たな改定が必要となることから、早急な対応策に活用することが難しいのではないかと考えられます。したがって現在の大綱としての計画でよいものと考えております。今回感染症という特殊な対応策が必要となることに対し、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定を適用することとしております。本町におきましても感染症対策であると認識し、専門的対応が必要となることから個別に対策本部を設置するなど、対応策を行っておるところでございます。

続きまして3点目の長与町業務継続計画に感染症の観点からの業務継続が含まれていないが、新たに追加する考えはないのかという御質問でございます。長与町業務継続計画とは、大規模災害が発生した際、行政が被災し、人、物、情報等、利用できる資源が制約されても災害対応等の業務を適切に行うことができるよう、あらかじめ策定することが必要であることから、内閣府より防災担当に示されたものであります。地方公共団体の防災対策を定めた計画として地域防災計画があり、これを補完し、長与町自身が被災し、非常時優先業務の実施を確保するものが業務継続計画となっております。したがって新たに追加しなくても業務の継続は行えるものと認識しておるところでございます。

続きまして4点目の外出自粛による町内への経済的影響の把握及び町独自の経済支援、生活支援についての御質問でございます。4月16日に全国に拡大された緊急事態宣言により、長崎県におきましても外出の自粛、イベントの自粛、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者への休業協力要請などが行われ、当町におきましても町民及び町内事業者へ周知を行ってきたところでございます。5月15日には県内事業者への休業協力要請が解除いたしました。西そのぎ商工会で行っていただいております新型コロナウイルス感染症に伴う町内事業者への影響調査の結果からも、経済的影響を受けた事業者は休業を行った事業者だけではなく、そこに関係する多くの事業者へ拡大し今も影響が続いていると考えております。そのような中、町独自の緊急経済対策といたしまして、町内の飲食店等事業者に対しまして早急な対応が必要なことから、売り上げの減少率など制限を設けず、一律20万円を長与町事業継続支援金として5月11日より申請受け付けを開始いたしました。第1回目の支給を5月15日に行ったところであります。また、そのほかの事業者への支援策といたしまして、前年同月比の売り上げの減少率が20%以上50%未満の中小企業者等への一律20万円の支援と、町内の消費喚起等を目的としたプレミアム付き商品券につきまして、本議会において所要の予算を計上しております。商品券につきましては多くの町民の皆様方にプレミアム付き商品券を御利用いただき、今まで同様、地元商店を御利用いただければと考えております。個人の方に対する生活支援につきましては、特別定額給付金を早急かつ確実に支給するため、新たに給付金係を設置いたしました。受け付け及び給付事務に鋭意取り組んでいるところでございます。この給付金の申請に関しましては、感染症対策も考慮しながら早急に特別定額給付金が必要な方に対応するため、本町独自の取組といたしまして町のホームページからの申請書をダウンロードし、申請が可能となる申請方法を5月1日より開始さ

せていただきました。またオンライン申請につきましても同じく5月1日より受け付けを行い、早期給付希望者への対応を行ってきた状況でございます。このような各種支援に関する情報につきましては、ホームページでの周知に加えまして、広報ながよ臨時号を発行いたしまして、新聞折り込みや地域の公民館等で配布を行い、周知を図ったところでございます。今後の支援につきましては、国や県の動向を注視し、西そのぎ商工会や長与町社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら、経済と生活の両面から町民や事業者の皆様にとって必要な支援策について検討をしまいたいと考えております。

5点目のPCR検査体制の整備は現状どのような体制になっているか。また家庭でのストレスによるドメスティック・バイオレンスや児童虐待の増加を懸念する声が上がっているが、本町のこれまでの状況はどうかという御質問でございます。令和2年5月20日現在、長崎県のPCR検査数は2,587名でございます。なお昨今の全国的な検査体制の拡充要請を受け、長崎県におきましても令和2年4月25日に長崎地域外来・検査センターを設置し、従来のPCR検査に加え、蛍光ランプ法を併用し、検査数の増加を想定した緊急事態に耐えうる体制を整備しておるところであります。

また、児童虐待に関するこれまでの対応状況でございますが、長与町要保護児童対策地域協議会で把握している要支援児童等につきましては、学校や幼稚園、保育所などの所属機関に対し、休業期間中も含めまして、1週間に1回は電話や訪問などによる状況把握をお願いし、継続した見守りを行っているところでございます。就園前の乳幼児及び特定妊婦につきましては、保健師などの専門職が週に1回、電話や家庭訪問などを行い、安否確認や必要な支援を行っているところでございます。現在までのところ、要支援家庭の中で一番多い相談や家庭状況の変化は休業や失業などの経済困窮でございます。状況に応じて緊急小口資金の貸し付けや住居確保給付金、公共料金の支払い猶予、5月に入ってから特別定額給付金など、各緊急経済対策を御案内している状況でございます。また、DVに関する状況につきましては昨年の同時期と比較いたしまして、相談件数は増えていない状況でございますが、DVリスクが高まっているとの認識の下、相談窓口の周知等に努めてまいりたいと考えております。

続きまして長与町第10次総合計画のことでございます。2番目1点目のスケジュールでございます。第10次総合計画につきましては、2021年度から10年間のまちづくりの基本的指針となる基本構想と、これを達成するための具体的な施策の方向を示す前期5年間の基本計画をお示しするものとして、現在、策定作業を進めておるところでございます。御案内のとおり、昨年度は幅広い町民の皆様の御意見をお聞きするため、町民意識調査のほか、高校生など若い方々に対するアンケート調査、さらに「未来のまちづくり意見交換会」と題したワークショップなども開催してまいりました。これらの取組を通して、今後のまちづくりや将来の長与町に対する様々な御意見や課題、また期待などが寄せられております。一方で、現計画の進捗状況の調査や将来人口の予測検討、社会経済状況などの分析も行つてまいりました。これらを踏まえ、本町の課題を分析し、

目指すべき町の姿や計画の骨子について検討を重ねてきたところでございます。議員御指摘のとおり、当該総合計画は、総合戦略と一体的に策定することとしておりますので、国や県の総合戦略との整合を図りながら、地方創生の取組を盛り込む必要がございます。現在は、これらの観点を踏まえつつ、具体的な施策や事業の検討を進めているところでございます。今後これらを取りまとめていく過程におきまして、総合開発審議会、あるいは、まち・ひと・しごと創生推進会議の皆さん方の御意見をお聞きしながら、計画素案を作成してまいりたいと考えております。計画素案につきましては、さらにパブリックコメントにより住民の皆様御意見を伺うとともに、基本構想を12月議会に上程し、議員の皆様御審議をしていただきたいと思いますと考えております。

2点目の総合計画と総合戦略の一体化の効果ということでございます。第9次総合計画は、本町のまちづくりにおける最上位計画として全ての政策分野に及ぶ内容となっておりますが、その中で人口減少の克服と地方創生を主眼に置いたものを、まち・ひと・しごと創生総合戦略として並行して策定をいたしました。これまでも両者を密接不可分の計画と位置付け、一体のものとして推進を図ってきたところでございます。これからのまちづくりにおきまして、少子高齢化や人口減少社会にあっても持続可能で安定した活力ある地域社会を構築することが、ますます重要となってまいります。こうした観点から、総合計画と総合戦略は関連性が非常に高く、内容も密接しており、重複する部分が多分にあるため、総合計画に総合戦略を包含する形で一体的に策定したいと考えております。地方創生を踏まえたまちづくりに総合的に取り組むとともに一体的な進捗管理、検証を行うことで、より効果的な計画の推進に繋がるものと考えております。

3点目の基本的な策定方針及び新たな政策という御質問でございます。第10次総合計画につきましては、変化する社会情勢や多様化する町民ニーズを総合的に踏まえ、本町が目指すべき将来像を明らかにし、それを達成するために今後5年間で展開する具体的な施策、事業を示す新しいまちづくりの指針となるものでございます。多様な町民参加の手法を導入し、いただいた御意見を基に将来ビジョンを描き、全庁横断的に計画づくりを進めてまいります。本計画ではこれまでは取り組んでまいりました「子育て」「教育」「健康づくり」を引き続き推進し、これに「遊び心があるまちづくり」を加え、子どもを安心して産み育て、健やかに暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。また、先程申し上げましたとおり、総合戦略を包含するとともにSDGsなど時代の潮流と整合し、その実現に向けた施策、政策をお示ししたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

内村議員の1番目6点目の休校措置後の学習の遅れの解消についての質問にお答えいたします。先程もお話ししたかと思いますが、学習指導要領では年間35週で学びを終

了させるように規定されております。これまでに4月に実施した授業が約2週分あります。これに加え5月11日から学校を再開いたしました。このまま新型コロナウイルス感染症の影響がなければ、授業が実施できる週の数は37週となり、規定された週を満たすことができることとなります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の第2波が予測されていること、また、例年、台風や積雪等による臨時休校が実施されていることを考え合わせますと、夏休みを短縮し授業を実施することが良いと、現在のところ考えている状況であります。これらにより現在休校措置による学習の遅れは取り戻すことができると判断しております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

町行動計画の今後の見直しの内容として、蔓延期における優先業務の検証とか人手不足に陥った際の人員計画等々を町長の方から回答されました。これは現行計画に業務継続の体制という項目があるんですけども、ここのところを見直されるという意味で私理解したんですけども、それで良いのかどうかですね。そこ辺り確認したいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

御指摘のとおりBCPに基づく計画といたしまして、各課の業務の中で優先すべき業務または新たに発生する業務、こういったものを検証していく必要がございます。そのため4月中旬頃にまず各課の方に調査いたしまして、既に結果が出ておりますが通常の業務がいかに縮小できるかという検証を行いました。続きまして4月後半ぐらいに新たに発生する業務について回答いただきまして、現在のところ、それを精査している状況になっております。そうしたときに御指摘のとおり業務継続計画に基づいて、私たちがそれを踏まえて行動しているということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

そうすると、この業務継続の体制というのは、それぞれ感染症は感染症で作ると。そして地域安全課ですかね、災害の方。これは既に作っておられますけど、それぞれの立場で作られると。これはやっぱり縦割りだから、感染症は特措法に基づいているし、それから地域安全課の方は、また法律に基づいてやっておられるわけで縦割りになってるわけですね。これはやむを得ないというふうに私も考えております。ただ3点目の方に行きますが、この業務継続の方に。地域安全課では本庁が壊滅的な状態になったら水道局の方に、一応代替場所として想定されているわけですね。そうすると、この感染症の場合はどこを代替場所として考えておられるのか、その辺りを確認したいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

本町で感染者が発生した場合、まず水道局の3階の会議室を清潔な状態に保ちまして、そこで臨時的な窓口を立ち上げます。これに伴って必要な人員につきましてはOBであったりというところで特別チームを編成いたしまして、町民の方が特に優先されるべき業務。例えば各種手続きであったり証明書の発行であったり、こういった業務につきまして優先させていただきながら、町民の方がたくさん来られるとなりましたら人員を拡充しながら、町民生活に最低限影響が出ないような体制で計画を立てております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それでは、この行動計画について若干質問したいと思うんですけども、日本は外国と違って何とか爆発的な感染というのを防いできて、それで現在非常事態宣言も解除に至ってるという状況で、海外から見れば都市封鎖とかそういうのをしないで、何でこういうふうに収まっているのかというような指摘もあるところでございます。原因として日本はマスク文化とか手洗いの励行など、その他基本的衛生状態を励行ができると。それから靴は家では履かないとか握手の習慣は無いとか。さらにはおしぼりですか、あれも日本の文化だそうですよ。それから神社に行くと参拝の前に手水舎、柄杓で手を洗って口をゆすぐという習慣がありますよね。至る所で、そういう生活習慣の中で、そういうのがあるからというのを指摘する専門家もおられます。因果関係は確かなことは分かりませんが、少なくともマスク文化とか手洗いの励行とかやっぱり影響があったんじゃないかなと思っております。そういった意味で今政府も新生活様式って言うんですかね。例えば3密を避けるとか、それからソーシャルディスタンスを保つとか、そういったことを推奨してるわけですよね。そういったことを今回の見直しにも応用してもらいたいなっていう気があります。是非見直す場合はその辺りどうですかね。今すぐというわけではありませんのでね。そういう観点も入れられたらどうですか。質問ですけども。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

御指摘のとおり新薬やワクチンが無い。こういったウイルスに対しましては感染しない、感染させない対策が特に重要となります。こうしたことから政府の方も新しい生活様式の徹底ということで促されておりますので、一定そういった視点で行動計画を見直すということも1つ方法かと思いますが、私たちの計画につきましては、長崎県の計画とともに変更すべきものということもございますので、こういった視点を踏まえまして協議等を重ねまして、決断していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それから本町で多数の感染者が発生した場合は、本町単独ではとても対応できないんですよね。そこで近隣市町と医師会とか保健所、それから長崎大学とかの連携が必要になるわけでございます。行動計画によると町は保健所をはじめ西彼杵医師会、消防関係者と密接に連携を図り、県が行う対策に協力するということになってるわけですけども。関係機関とのネットワークは現在どのように行っておられるか、現状を教えてくださいなと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

本町の医療体制につきましては長崎県地域医療構想、こういった基盤の下、行政区域を越えた長崎市、時津町、西海市、本町、また医師会等そういったのも含めまして、長崎医療圏というのを形成しております。その中でこういった感染症対策につきましてもワーキンググループ等を立ち上げながら、情報共有を図っていると。この圏域の中でそれぞれが意見を出し合いながら長崎市を中心として、私たちの医療を強化していくという方向で進めているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それは現在もやっておられるんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

インフルエンザ特別措置法の大きな枠の中で、今回の新型コロナウイルスにつきましても同様、長崎医療圏の中で行っていると。その中で現在3回ほど会議を開きました。1回目が準備会ということですので、2回ほど実際は行っているというところで、また引き続き会議も予定をされていますので、検証しながら地域の医療の方の検討をしたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

先程もちょっと言いましたけども、それぞれ地域安全課。自然災害が起こった場合に災害対策本部が立ち上がるんですね。そうするとこれから自然災害の時期にもなりますし、災害が起こって対策本部を立ち上げるケースも出てくるわけですね。またコロナも

コロナ対策本部ということですね。一緒に世間では複合災害と呼んでみたいですけども、そういうケースが出てきた場合に本部が2つになるわけですね。そして本部からの通達ということで防災無線を通じてそれぞれ流されるわけですけども。何か少し奇に映るんですよ、2つの対策本部が同時に立ち上がるケースというのがですね。やはりそれはやむを得ないことなのかどうかですね。何か別に良い方法はないのかですね。その辺りはどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

まず対策本部につきましては、災害対策本部として災害対策基本法に則りまして、地域安全課を所管としまして本部を立ち上げさせていただきます。それと先程も健康保険課の方からありましたように感染症に対しましても、こちらも法的なものでございますけども対策本部を設置することということになっておりますので、どうしても2つの対策本部が設置されることになろうかと思っておりますが、町長が本部長となりまして、長与町役場の職員が対応することになりますので、本部長、職員一同、一緒になって本部2つに対応していく形になろうかと考えておりますので、そこについては2つの本部があっても、それぞれの法に基づいた業務がございますので、それについてはしょうがない部分であると認識しております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

今の答弁ではそれぞれ別々にされる、これはもうやむを得ないかもしれませんが。一つ私の提案では、例えば警察とかはよく所轄が違った場合、同じ犯罪の関連がある場合に、合同捜査本部というのを立ち上げるんですよ。だから合同対策本部というのを、名称でも良いですから、そういったやり方が考えられるんじゃないかなと。それも検討していただければなと思うんですけども、どうですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

私どもが所管しております地域防災計画が自然災害を主に計画が立てられておりますが、その中で感染症につきましても先程町長の答弁もございましたが、大綱という形で法律がその中に記載されながら、その中で新型インフルエンザ等についても対応するようになっております。そういうことを考えますと、やはり私どもとしましては、対策本部の方でいろいろ各本部、所管、関係部署におきまして、中心となって協力体制、連携を取っていく体制を取っていく必要があるというふうには認識しております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

行動計画によりますと、国と県と連携して、これ関連物資の話なんですけども、生活関連物資の価格が高騰した場合、あるいは買い占めとか売り惜しみが生じないように調査監視をするとともに、必要に応じて関係事業団、団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行うと、この行動計画には謳われてます。そしてまた町が必要な医薬品、その他の物資及び資材を確保するよう努めるとなってるわけですよね。したがって一番今回問題になったマスク、消毒液ですかね。こういったものは非常に重要な物です。この備蓄はどのように考えておられるか。それから物資の確保のため、業者との協定を結ぶ考えはないのかどうか、感染症対策としてお答え願いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

現在の備蓄量につきましてはアルコールが129リットル。こちらは本庁舎の手指消毒用として使った場合7から8か月分ということになります。あとは消毒用マスク等々ということになりますが、確かに御指摘のとおり、備蓄につきましてはある程度確保したいという思いはございます。まずは備蓄を拡充させていただくところを優先的にさせていただきまして、補完的に業者の協定ということにつきましては検討していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

マスクについては、私も住民から、今度国から配られる分がありますよね。あれはもうサイズが合わないから自分は町に寄付したいと。町は寄付できるんですかと言う話で、私も町に確認しましたら今準備中ですということ。まだ届いてないんですね、国からのマスクは。大変良いことではないかなと思うんですけども、町の場合は受け取ってそれをどういうふうに使われるのか。活用されるのか。もし把握されとったら教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

回収計画は6月から7月末までということで、公共施設やスーパーなど御協力いただきながら、回収ボックスを設置させていただいております。回収できた数にもよるかと思うんですが、高齢者施設であったり、学校、児童館、そういった所で希望をされる所に配布させていただければと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

先程の防災計画ですけれども、今回防災計画の避難所のあり方ということで、4月1日に国からの通知が来てると思うんですよ。いわゆる3密ですから避難所はですね。避難所のスペースを広くしなさい、あるいは避難所を新設しなさい等々通知が来てると思うんですよ。宮崎課長も御承知と思うんですけども、十分な換気を取りなさいとか、ホテルとか旅館の活用も検討しなさいとか、縷々来ておるわけですね。それからマスク、消毒液の避難所への備蓄。こういったものも要請が来てると思うんですよ。その進捗状況はどうなってるか。そこのところ御回答お願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

まず今回の感染症対策ということで、避難所に対しましては、備蓄品としましてマスク、消毒液、パーテーション、敷きマットなど可能な限り協定先の企業にお願いいたしまして早急な購入をしてまいっております。しかしながら消毒液、マスクにつきましては全国的な品不足ということで、十分な確保ができたと言える状況ではございません。町としましてもこの購入につきましては、非常時には対象とする相手先がやはり限られてまいりますものですから、長崎県の方にも、こういうことで組織的な購入ができないかということで、先日の会議の中でも提案をさせていただきました。今回の国の新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金の対象としまして、私どもの方もマスク、消毒液、体温計等を今回の補正予算に上程させていただきまして、備蓄品として確保していきたいと思っております。スペースにつきましては、現在災害が起きたときに5か所の避難所を開設しております。そちらにつきましては今まで来られた方の人数等を把握しておる部分では、十分なスペースが取れるように先程のパーテーション等を活用したり、また新たな別部屋を用意するような形で今計画を立てております。今回におきましてはそれにプラスしまして、保健師を災害警戒本部が設置されたときには、こちらの方の警戒本部に入っただいて御指導いただくというような計画も立てて、避難所における3密による感染症の防止という形で対応する形を現在とっているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

まだ伝わってないかもしれませんが新聞で、先程防災計画は見直す予定はないと言われたんですけども、5月29日に政府が、さっきの避難所のあり方と水害時の避難のあり方を国の防災基本計画を改定しました。この改定に基づいて地域防災計画を見直すように促したというふうに、最近そういう情報が入ってきております。したがって今後、ちょっと具体化すると思うんですけども、町長の答弁ではまだ当面は無いということ

でしたけど、最近のニュースではそういうことを言われていますのでよろしくお願いたします。それから外出自粛による長与町の経済的影響というのは、西そのぎ商工会からの通信とか定期的に発行されるもので、影響は大きいということで私も見ました。追加措置、第2弾の。これはもう今後議会でまた審議されますので、これについては触れません。ただ生活支援、経済支援ですけども、町長の答弁では今後も必要に応じて見直すと言われてますので、是非生活支援についてはお願いしたいところでございます。というのも東彼杵町では子育て世帯を対象に子ども一人当たり1万円を配る国の臨時特別給付金に5千円を上乗せし、一人親家庭には一律3万円を給付するというで聞いております。それから小値賀町は独自の対策として、おなかの赤ちゃんにも配ると、それと同時に先の子育て世代の臨時特別給付金に該当しない0歳から18歳に島の子手当給付金として一人1万円を支給するというで最近決定しております。生活支援もそういうことで近隣の市町は頑張っておられますので、先程答弁がありましたように、今後も様々な検討をしていくということで町長答弁されましたので、是非よろしくお願ひ申し上げます。それからPCR検査ですけども、これも先程の町長の答弁どおり蛍光ランプ法の開発とか、それから最近では唾液を使ってやる方法とか。それから相談の目安が37.5度以上が4日以上続くというのも撤廃されました。それから長崎大学も最近1日1,000件できる装置を開発すると言っておりますので、この教授の話も聞いておるんですけども、検査体制を拡充して県民の不安を取り除き、PCR検査が受けられない人がないようにしたいと話しておられました。今後のPCR検査の充実に期待したいと思います。それからDVとか虐待。児童虐待は私も先般一般質問でお尋ねしました。やっぱり児童虐待というのは年々増えていくんですよね。コロナに限らず増えてきている状態であるわけですけれども、一番私が心配したのは見守りがこういう外出自粛で妨げられないのかなっていう思いがあったもんですから、これを質問したわけですから、場合によっては、保護者からコロナで来るなどと言われかねない可能性もあるわけですよ。それから連絡が取りにくいとか、そういうふうに潜在化してしまうと、ますます助長してしまうんじゃないかなという危惧があったもんですから、これを質問したわけです。もしその辺り、児童虐待の相談件数が対前年比どの程度か、今の状況を話していただければと思いますので、よろしくお願ひします。簡単に結構ですから。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

こども政策課の方に設置しておりますワンストップ相談窓口、包括支援センターで相談を受け付けている分が、昨年度に比べまして約2倍になっております。ただ対象世帯が2倍に増えたということではございませんで、今まで対応していた御家庭からの相談が今増えているというような状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

今回、小中学校の休校措置が取られたということで新聞でもちょっと読みました。再開をね。午前中にかけてやられるということで、午後はされないのかどうかですね。部活動はどうされるのか、その辺り分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

夏季休業中を短縮いたしまして、その期間午前中だけの授業としております。給食を実施せずに午前中ということで考えております。部活動につきましては、そのあとに部活を実施する予定でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

休校の解消措置ということで考えられるのが、オンライン授業というのが今クローズアップされてるんですけども、オンライン授業も3つタイプがありまして、同時双方向型とそれから動画配信型それから教材をホームページに載せてそれをダウンロードして活用するという3つの種類があるんですけども、長与町でも動画とか教材活用型を活用していると私もお聞きしました。しかし、これは正規の授業にはならないんですよね。同時双方向型というのが一番理想と言われてるんですけども、私もちょっと調べてみたら、長崎県では長崎市の長崎南小中学校で導入してると。そこは12名しかおられないということで、Wi-Fi環境が無いところではどうするんですかってお聞きしましたら、有る家に無い児童生徒が行って一緒に見ているということで言うておられました。そういう方法もあるのかなということで、今後休校が長引く場合、休みで対応できない場合は、やはり政府の方も正規の授業として認めてもらうような方向にしてもらわないといかんというのが前提になるわけですけども、是非これを今からでも検討していく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、簡単で良いですからお答え願えればなと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

御指摘の内容につきましては研究の対象にしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

通信環境設備の整備ということでGIGA構想があるわけですけども、とにかくこれを早く前倒しにしていかないと、なかなかこのオンライン授業も難しいんじゃないか

など思うんですよ。それで前広に早く整備に取り組む必要があると思うんですけども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

G I G Aスクール構想の話ですが、1人1台のコンピュータあるいは端末を配分するというにつきましては今回の議会に補正を組ませていただいて、予算として出させていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員に申し上げます。今の質問については通告に無いようですので質問を変えていただきたいと思います。

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それから、もう1つの第10次総合計画なんですけれども、プロジェクトチームを作っておられるんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

第10次総合計画の策定に向けまして、プロジェクトチームという位置付けになろうかと思っておりますけれども、総合計画策定委員会というものを設置しております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

総合開発審議会に諮問するというので、先程の同僚議員のときにもお聞きしたわけなんですけれども、総合戦略の中には創生推進会議があるわけですね。一体化することによってこの会議は同じになるのか、あるいはどちらかを生かしていくのか、あるいは一本化するのか。この辺りはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

総合開発審議会につきましては、この総合計画に限らず、まちづくり全般の調査研究ですとか重要事項の審議という役割も担っていただいております。今回、第10次総合計画の策定に向けて、この審議会を活用して御意見を賜ってまいりたいということが1つございます。それと総合計画と総合戦略、今回計画としては一体化をしておりますけれども、やはり、これからの人口減少対策であったり、地方創生という取組はますます重要になってくると考えております。本町において、まち・ひと・しごと創生推進会

議の中には、いわゆる「産官学金労言」と様々な分野で御活躍されてる方々に御参画いただいておりますので、こういった方々の御意見も伺うために、どちらも継続して引き続き設置をしてみたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

新たな政策として、先程町長答弁ではSDGsを言われたわけですが、SDGsは一応ほかの自治体でも取り入れている所があります。非常に結構なことだと私も思っております。そのほかに新たな政策として、感染症に強い町ということで感染症対策。それからICT。いわゆる業務のICT化で効率や生産性を上げていくということでICT活用推進も取り入れるべきじゃないかなと思ってるんですけども、いかがですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

総合計画に係る個別の施策については、今、まさに内容の検討をしているという段階でございます。今後、先程申し上げた総合開発審議会の方の御意見も伺ってまいりたいと考えてます。そうした中で今回の新型コロナウイルス感染症対策として、住民の皆様への情報提供ですとか、感染拡大防止といった取組もしてまいりましたし、今後もそういった感染症の脅威に見舞われることも考えられるところです。それに限らず、これまでも定期予防接種ですとか結核の健診、こういったものも推進してまいりましたので、その充実も含めて検討してまいりたいと考えております。それからICT。先程町長の答弁にも時代の潮流との整合という答弁がございました。国においても総合戦略の中で、教育であったり、生活、それから産業など、施策を横断して未来技術の活用というものを目標に掲げております。本町においても先程の教育の観点、それから庁内の業務の効率化、こういったことも含めてICTの活用については検討してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

以上で質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで内村博法議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

（散会 16時09分）